

別記 1

I 各取組共通事項

第 1 対象地域

1 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、別表1のIのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の(1)スマート農業実践施設の整備並びにウの耕種作物産地基幹施設整備の(コ)の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設並びにエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ア)から(ウ)まで、(エ)の自給飼料関連施設のうち地域未利用資源調製貯蔵施設、(オ)及び(カ)並びに(2)のエからカまで並びに2のメニューの欄の(1)から(15)までに係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができます。

2 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

(1) 耕種作物小規模土地基盤整備は交付対象としないものとする。

(2) 実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする(ただし、II-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。)。

第 2 事業実施計画、事業実施状況報告及び評価報告の作成等

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 本要綱第4の1に定める事業実施計画は、別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。

(2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長(実施地区的範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長(一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。)とし、別表1のIの2のメニューの欄の整備(以下「卸売市場施設整備」という。)のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては、開設者たる市町村長とする。以下同じ。)を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

ア 事業実施主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合

イ 実施する事業が卸売市場施設整備であって、都道府県が開設者となっている中央卸売市場若しくは地方卸売市場又は地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合

ウ その他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合

(3) (2)の場合において、実施地区的範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものと

する。

ただし、食品流通拠点施設整備を除くこととする。

- (4) 市町村長は、(2) の本文に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。
- (5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 本要綱第7の1に定める事業実施状況報告は、別表3に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 3 本要綱第8の1に定める評価報告は、別表3に規定する項目を含めて作成するものとする。

第3 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表4に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表5に定めるとおりとする。

第4 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業（有機農業を除く。）の推進に関する施策
- 8 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）など農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 13 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
- 14 スマート農業の推進に関する施策
- 15 農福連携の推進に関する施策
- 16 有機農業の推進に関する施策
- 17 土づくりの推進に関する施策

第5 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については以下に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

- 1 周辺環境への配慮
産地基幹施設（以下「施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・

衛生問題等に留意するものとする。

特に畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

6 環境と調和のとれた農業生産活動

施設を整備した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、施設等を利用する生産者が、農産にあっては農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあってはGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

7 農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に努めるものとする。

- (1) 都道府県又は市町村にあっては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- (3) 農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあっては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

8 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る施設整備（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るもの）は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画

の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

9 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づきA分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地の活用についての方針を積極的に進め方通知に定める「実質化された人・農地プラン」に任意記載事項として記載し、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

10 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

11 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用に努めるものとする。

12 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

13 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(6) 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

14 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

15 本対策の実効性確保に向けた対応

(1) 市町村長は、人・農地プランの実質化の過程において、地域の話し合いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。

(2) 事業実施主体は、第4の1の事業実施計画の策定に当たり、(1)の実質化された人・農地プランとの間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。

16 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

17 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

別表2（産地基幹施設等支援タイプの事業実施計画）

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
1 産地競争力の強化 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の1の(2)のIの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について(平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について(平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「費用対効果分析通知」という。)に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。</p> <p>4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。 また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするために、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。</p> <p>5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目 農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用(再編合理化等)を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。</p> <p>6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。</p> <p>7 担い手の育成目標に関する項目 「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。 ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場については、必要としない。</p> <p>8 担い手への集約化の取組に関する項目 「集約化の基準(利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準)</p>

以下同じ。)」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取決め内容（協定等）」、「受益農業従事者ごとの集約化に向けた具体的な取組・取決めの一覧」等を記載するものとする。

ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。

(1) 土地利用型作物（稻、麦（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の取組のうち種子に係る整備事業並びに環境保全型農業（有機農業を除く）の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）に係る整備事業

(2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場

(3) 畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ウ)の家畜飼養管理施設

(4) 飼料増産の取組のうち、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備

(5) 家畜改良増殖の取組のうち、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(オ)の家畜改良増殖関連施設

(6) 畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業

9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

10 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目

本事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。

11 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(28)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

(1) G A P認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(2) H A C C P及びハラール等の導入又は認証取得

目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(3) 有機J A S等認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（C A（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

導入する設備等の内容を記載するものとする。

12 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(32)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及びエについては、必要としない。

13 GAP等の要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(33)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施

目標年度までに要件を達成するため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われていることについて記載するものとする。

(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得

目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画

整備計画が策定されていることを記載するとともに、整備計画を添付するものとする。

14 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目

配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件を満たしていることがわかる資料を添付するものとする。

15 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(34)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針（参考様式1号）」を添付するものとする。

16 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(35)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

17 農福連携の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(36)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

18 有機農業の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の(37)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

19 土づくりの取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の(38)の要件を満たしていることについて記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付するものとする。

20 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

(2) 産地合理化の推進

1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)のIの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。

ただし、成果目標については、契約書、確認書、覚書、集荷計画、処理経費の

低減、取扱数量の増加等、再編に係る内容が確認できる資料を添付すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。

3 費用対効果に関する項目

費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。

5 事業概要に関する項目

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のカの事業については、本要綱別記1のII-2の第2の4の(5)に定める項目を含むものとする。

6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業については、必要としない。

7 担い手の育成目標に関する項目

「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエからカまでの事業については、必要としない。

8 担い手への集約化の取組に関する項目

「集約化の基準（利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取決め内容（協定等）」、「受益農業従事者ごとの集約化に向けた具体的な取組・取決めの一覧」等を記載するものとする。

ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。

(1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用のうち土地利用型作物の種子に係る整備事業

(2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエからカまでの事業

9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

10 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-2の第2の1の(21)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエからカまでの事業については、必要としない。

11 G A P等の要件に関する項目

	<p>本要綱別記1のII-2の第2の1の(22)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。</p> <p>(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施</p> <p>目標年度までに要件を達成するため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われていることについて記載するものとする。</p> <p>(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得</p> <p>目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。</p> <p>(3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画</p> <p>整備計画が策定されていることを記載するとともに、整備計画を添付するものとする。</p> <p>(4) 貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画</p> <p>整備計画が策定されていることを記載するとともに、整備計画を添付するものとする。</p> <p>12 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目</p> <p>配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件を満たしていることがわかる資料を添付するものとする。</p> <p>13 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目</p> <p>本要綱別記1のII-2の第2の1の(23)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針（参考様式1号）」を添付するものとする。</p> <p>14 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>
2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目</p> <p>別紙様式1号の1の(2)のIIの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 費用対効果に関する項目</p> <p>費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。</p> <p>3 事業概要に関する項目</p> <p>(1) 事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等）</p> <p>(2) 当年度工期</p> <p>(3) 当年度事業費</p> <p>(4) 全体事業期間（複数年度の事業の場合）</p> <p>(5) 全体事業費（複数年度の事業の場合）</p> <p>4 事業を実施する理由に関する項目</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(2) 課題を解決するための対応方向・方針（食品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる食品等流通合理化計画を添付すること。）</p> <p>(3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関する項目</p> <p>6 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）(2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）(3) 交付率(4) 財源内訳（強い農業・担い手づくり総合支援交付金、地方債、一般財源、その他） <p>7 交付対象施設の機能向上に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）
事業の実施が、交付対象施設の機能向上（品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場再編促進、輸出促進対応、防災対応のいずれかに限る。以下同じ。）に資する理由を、交付対象整備の内容とあわせて記載するものとする。</p> <p>8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 整備規模(2) 必要規模及びその算定根拠(3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由 <p>9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業費(2) 交付対象事業費(3) 交付金の額 <p>10 繰越額に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額(2) 前年度分と当年度分の工程表 <p>11 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業費(2) 交付対象事業費(3) 交付金の額 <p>12 9のうちの新設市場建設又は大規模整備事業に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 建設計画の概要(2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）の建築延べ面積（着工年度の前年度末）及び事業実施により機能向上が図られる部分の建築延べ面積（大規模整備に該当する場合のみに限る。）(3) 工事計画・工事工程表(4) 売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設若しくは上記施設内容に準ずる施設の整備があつて当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、又は、機能上併行して整備を行わなければならぬ理由 <p>13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p> |
|--|---|

別表3（産地基幹施設等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 産地競争力の強化 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進	<p>1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式5号の1のIに規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 担い手の育成状況に関する項目 「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、本要綱別表2のメニューの欄の1の(1)の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>4 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、本要綱別表2のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の8のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>5 事業実施状況に関する詳細な項目 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備並びにエの畜産物産地基幹施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>6 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。</p> <p>7 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 本事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。</p> <p>8 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記1のII-1の第2の1の(28)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>(1) G A P認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(2) H A C C P及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(3) 有機J A S等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（C A（環境制御型）貯蔵施設等）の導入 導入の状況について記載するものとする。</p> <p>9 人・農地プランの要件に関する項目</p>

本要綱別記1のII-1の第2の1の(32)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

ただし、本要綱別表2のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の12のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。

10 GAP等の要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(33)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施

受益者が、指導者による指導又は研修等を受けるとともに、その内容を踏まえ、「GAP理解度・実施内容確認書（参考様式2号）」に、

- ① 食品安全等の5項目（畜産においては7項目）の持続可能性を確保するために必要な取組をそれぞれ2つ以上記載するとともに、
- ② ①で記載した必要な取組に対して、それぞれ実際に取り組んだ内容を具体的に記載し、添付するものとする。

ただし、GAPの認証（GLOBAL G.A.P.、ASIA G.A.P.、JGAP（2016）又はJGAP家畜・畜産物をいう。）を取得する者については、認証書等の写しの提出をもって、また、GAP取得チャレンジシステムで確認を受ける者については、確認済み農場一覧の写しの提出をもって、要件を満たしているものとする。

（注）ASIA G.A.P.にはASIA G.A.P ver.2、ASIA G.A.P ver.1、JGAP Adva n c e 2016が含まれる。また、JGAP 2016にはJGAP Basic 2016が含まれる。

(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得

導入又は認証取得の状況について記載するものとする。

(3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画

整備計画に基づく衛生管理の実施状況について確認するものとする。

11 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目

配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントについて、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

12 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(34)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。

13 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目

事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。

14 農福連携の取組

障害者の雇用等について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。

15 有機農業の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の(37)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われることについて、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。

	<p>16 土づくりの取組に関する項目</p> <p>科学的データに基づく土づくりを実施した場合は、目標年度までにおおむね全ての受益農業者が土壤分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組んだことについて、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。また、被災農地の地力回復を実施した場合は、事業実施後の生産性や土壤状態の改善状況が分かる資料を添付するものとする。</p> <p>17 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>
(2) 産地合理化の促進	<p>1 事業実施状況に関する一般的な項目</p> <p>別紙様式5号の1のIに規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目</p> <p>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 担い手の育成状況に関する項目</p> <p>「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>ただし、本要綱別表2のメニューの欄の1の(2)の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>4 「担い手への施設等利用及び農地等の集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。</p> <p>ただし、本要綱別表2のメニューの欄の1の(2)の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の8のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>5 事業実施状況に関する詳細な項目</p> <p>「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の才及びカの事業については、必要としないものとする。</p> <p>6 事業の効果及び改善方策に関する項目</p> <p>「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要がある場合)」について記載するものとする。</p> <p>7 人・農地プランの要件に関する項目</p> <p>本要綱別記1のII-2の第2の1の(21)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>ただし、本要綱別表2のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の10のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>8 G A P等の要件に関する項目</p> <p>本要綱別記1のII-2の第2の1の(22)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>(1) 一定割合の受益者による国際水準G A Pの実施又はG A P取得チャレンジシステムの実施</p> <p>受益者が、指導者による指導又は研修等を受けるとともに、その内容を踏まえ、「G A P理解度・実施内容確認書(参考様式2号)」に、</p> <p>① 食品安全等の5項目(畜産においては7項目)の持続可能性を確保するた</p>

	<p>めに必要な取組をそれぞれ2つ以上記載するとともに、</p> <p>② ①で記載した必要な取組に対して、それぞれ実際に取り組んだ内容を具体的に記載し、添付するものとする。</p> <p>ただし、GAPの認証（GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP（2016）又はJGAP家畜・畜産物をいう。）を取得する者については、認証書等の写しの提出をもって、また、GAP取得チャレンジシステムで確認を受ける者については、確認済み農場一覧の写しの提出をもって、要件を満たしているものとする。</p> <p>（注）ASIA GAPにはASIA GAP ver.2、ASIA GAP ver.1、JGAP Advance 2016が含まれる。また、JGAP 2016にはJGAP Basic 2016が含まれる。</p> <p>（2）HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>（3）家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画 整備計画に基づく衛生管理の実施状況について確認するものとする。</p> <p>（4）貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画 整備計画に基づく衛生管理の実施状況について確認するものとする。</p> <p>9 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目 配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントについて、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>10 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目 本要綱別記1のII-2の第2の1の(23)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。</p> <p>11 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>
2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進	<p>1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別紙様式5号の1のIIの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目</p> <p>2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。</p> <p>3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目</p>

別表4（産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の率）

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

別表5（産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準）

区分	内容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びべき地手当 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使 用 料 及 び 賃 借 料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事後湯実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

注：食品流通拠点施設整備の推進の市町村附帯事務費には、地方自治法第284条に定める一部事務組合、

広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

II 産地競争力の強化

II-1 産地収益力の強化に向けた総合的推進

第1 取組の概要

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組の概要については、次に掲げるものとする。

- 1 土地利用型作物（稻、麦（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稻については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、二毛作等による作付拡大を推進するとともに、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

土地利用型作物の種子（原種及び原原種を含む。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進。

- 2 畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整

備を推進。

5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低成本耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

6 環境保全型農業（有機農業を除く。）の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設の整備並びに地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく不良土壤地の改善を目的とした土壤土層改良等の取組を推進。

7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

8 畜産生産基盤育成強化の取組

畜産の生産基盤の育成及び強化を図るため、

- (1) 地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設
- (2) 消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設
- (3) 支援組織の育成、再編統合及び事業規模の拡大・多角化に必要な施設
- (4) 哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化及び酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設
- (5) 家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

9 飼料増産の取組

自給飼料（飼料用米を含む。）生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

10 家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

11 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設等の整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設等の整備を推進。

12 国産原材料サプライチェーン構築の取組

野菜、果樹、米、麦、豆類、地域特産物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ

及びでん粉原料用かんしょを除く。) 及び畜産物を対象として、生産者（本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(3)及び(7)に掲げる者に限る。以下本取組において同じ。）、中間事業者（第2の2の(5)に定める者をいう。以下本取組において同じ。）及び食品製造事業者等（飲食料品等（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食料品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合に、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備等を支援。

13 青果物広域流通システム構築の取組

野菜及び果樹を対象として、生産者（前項の生産者と同じ。以下本取組において同じ。）と流通業者（第2の2の(6)に定めるものをいう。以下本取組において同じ。）が一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や広域的な産地間連携等により青果物の流通コストの低減に取り組む場合に、生産者及び流通業者が行う青果物の流通の合理化等に必要な集出荷貯蔵施設の整備を支援。

14 農畜産物輸出に向けた体制整備

国産農畜産物の輸出促進に取り組む産地で必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜産物産地基幹施設の整備を支援。

15 「強み」のある産地形成に向けた体制整備

新品種・新技術等を活用し、実需者、農業者等が一体となって産地形成を行う取組の一環として実施される施設の整備を支援。

16 スマート農業実践施設の整備の取組

耕種農業については、野菜、花き及び果樹を対象として、データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援。

畜産については、肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象として、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術の複合的な導入と、スマート技術を有効に活用するために必要な施設等の整備を一体的に支援。なお、スマート技術の導入と一体的に整備する施設等は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパラード、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設とする。

17 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援。

18 地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組

気候変動や極端な気象現象（以下、本取組において「気候変動等」という。）によるリスクを軽減し、気候変動等の影響を受けにくい安定的で強靭な産地づくりを促進するため、耕種作物小規模土地基盤の整備や、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設の整備を支援。

19 地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組

地球温暖化に伴う農地土壤の物理性・化学性の悪化（地力の低下）による収量の低下等のリスク軽減を図るため、地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設又は高度技術導入施設（ほ場内地下水位制御システム等地力の強化に資するものに限る。）等の共同利用施設の整備及び土壤土層改良等の取組を支援。

なお、有機物処理・利用施設の整備は、稻わらすき込みから堆肥施用への転換を促進することにより、地力の強化とあわせて土壤由来の温室効果ガスの排出量の削減を図る取組を含

むものとする。

20 資材高騰等のリスク軽減の取組

原料の多くを海外に依存している肥料等の生産資材の価格高騰等のリスクを軽減し、安定的で強靭な産地を形成するために必要な産地管理施設、生産技術高度化施設、有機物処理・利用施設等の整備を支援。

21 環境保全（小規模公害防除）の取組

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壤汚染防止法」という。）等に基づく小規模公害防除を目的とした土壤土層改良等の取組を支援。

22 環境保全（農業廃棄物の再生処理）の取組

資源の有効利用の観点から、園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を目的とした農業廃棄物処理施設の整備を支援。

23 病害虫まん延防止対策の取組

ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの被害のまん延を防止し、持続的な産地を形成するために必要な産地管理施設、農産物被害防止施設、種子種苗生産関連施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設の整備を支援。

24 水田農業の高収益化に向けた体制整備

水田における高収益作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の6の（3）の（注1）に規定する高収益作物をいう。以下同じ。）及び飼料向けの子実用とうもろこしの導入・定着に計画的に取り組む産地において必要となる以下の施設等の整備を支援。

(1) 野菜、果樹及び花きを対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、農業廃棄物処理施設及び用土等供給施設（花きに限る。）の整備。

(2) 畑作物・地域特産物を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・加工施設及び農業廃棄物処理施設の整備。

(3) 土地利用型作物（豆類）を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設及び生産技術高度化施設の整備。

(4) 飼料向けの子実用とうもろこしを対象とした水田飼料作物作付条件整備。

25 農福連携の取組

障害者の雇用等の農福連携の取組を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要となる施設の整備等を支援。

26 有機農業の取組

有機JAS認証を取得した農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機農産物の加工食品（以下「有機加工食品」という。）の安定供給体制の構築を通じて、有機農業の拡大を推進するために必要な施設の整備を支援。

27 土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）

生産現場における土づくりの強化を図るため

(1) 生産現場における堆肥の供給や土壤診断に必要な施設の整備等

(2) 災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地の生産力回復を目的とした土壤土層改良の取組
を支援。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について」（平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。

(3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

(6) 都道府県知事は、本要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
- イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- エ 事業実施主体が賃料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数十年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
- ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等

であること。

- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。
また、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。
なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。
- (17) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。
- (18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。
自給飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結することとする。
- (19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獸畜の取扱いに努めるものとする。
- (20) 事業実施主体が中間事業者又は流通業者の場合は、基本契約（2の（5）のエ又は（6）に定めるものをいう。（21）及び（22）において同じ。）を締結した生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。
- (21) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業者等の3者による国産原材料供給・利用計画（事業実施から3年間を計画期間とした各年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡大する計画となっているもの）を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。
また、事業実施主体が生産者の場合は中間事業者と、中間事業者の場合は複数の生産者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。
- (22) 青果物広域流通システム構築の取組を実施する場合において、事業実施主体が生産者の場合は、複数の産地との間で、事業対象品目の青果物の集出荷の共同化に係る契約が締結されていることを要するものとする。
また、事業実施主体が流通業者の場合は、複数の生産者との間で事業対象品目の青果物に係る基本契約を締結していることを要するものとする。
- (23) 「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。

ア 生産者、実需者、地方公共団体を必須構成員とし、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法等を規定した規約等を有する団体を中心とした推進体制が整備されていること。

イ 事業対象品目に係る新品種・新技術等の活用により加工品も含めた農畜産物の販売額が5年（新規作物及び果樹については8年、茶については7年、畜産物については6年）以内に1億円以上（加工品を含まない場合については、2,500万円以上）かつ10%以上の増加を目指す計画が策定されていること。

ウ イの計画については、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」（平成25年12月1日公表。）を踏まえて作成するものとし、導入する新品種や新技術の内容、農畜産物の販売額の目標、取組方針、目標年度までの各年度の取組内容、団体の構成員ごとの役割分担、その他都道府県知事が必要と認める事項を記載するものとする。

(24) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(25) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(26) 野菜、花き及び果樹を対象としたスマート農業実践施設の整備の取組を実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。

ア スマート技術の地域への浸透を円滑に進める観点から、生産者、実需者、都道府県を必須構成員とし、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法等を規定した規約等を有するコンソーシアムを中心とした推進体制が整備されていること。

イ 整備に当たっては、多額の初期投資費用及び維持管理を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、次の要件を満たす生産計画及び販売計画を策定していること。

(ア) 生産計画については、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

(イ) 販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれるものであること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半について、契約書等により、販売先が確認できること。

また、事業実施主体は、アのコンソーシアムと連携して、他の生産者等の視察の受け入れや各種機会を通じた拠点成果の紹介等、当該取組の波及に努めるとともに、地域資源のエネルギーを活用する場合は、当該エネルギーの安定供給の確保に努めるものとする。

なお、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合の本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(1)については、高度環境制御栽培施設の整備による受益農業従事者の数によるものとする。

(27) 肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象としたスマート農業実践施設の整備を実施する場合には、スマート技術を2つ以上導入すること。また、スマート技術で得られたデータは畜産クラウドに提供すること。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理になるように施設の整備を行うこと。

(28) 農畜産物輸出に向けた体制整備の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、G F P（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プ

ロジェクトをいう。以下同じ。) 会員であるとともに、別紙様式7号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする。

ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 (GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。)
イ HACCP等認定 (食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (平成10年法律第59号)に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は、国際基準に整合している認証等をいう。以下同じ。) の取得

ウ ハラール認証 (イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。) の取得

エ 有機JAS等認証の取得

オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等 (CA(環境制御型)貯蔵施設等) の導入

(29) 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組を実施する場合には、次のア及びイの事項を記載した対象となる地域における地域別農業振興計画 (中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱 (平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づく地域別農業振興計画をいう。) を策定するものとする。

ア 現状と課題

イ 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(30) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度 (国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等 (天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(31) 環境保全 (小規模公害防除) の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

ア 農用地土壤汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壤汚染対策地域 (農用地土壤汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壤汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。) であって、農用地土壤汚染防止法第5条第1項に定める農用地土壤汚染対策計画 (以下「農用地土壤汚染対策計画」という。) を策定している地域

イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」(昭和44年9月11日付け環公公第9098号厚生省環境衛生局長通知)3の3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令 (昭和49年政令第295号)別表第2第2号に掲げる地域等であって、農用地土壤汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(32) 本対策により施設等 (本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及びエを除く。)を整備する場合は、施設等の受益地の全て (施設等の受益地が広域 (県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。

(33) 本対策により施設等を整備する場合は、

ア 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施

イ HACCP等認定の取得

ウ ハラール認証の取得

エ 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画の策定のいずれかに確実に取り組むこととする。

(注) 非食用作物を除く。

(34) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

(35) 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組を実施する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 水田における高収益作物及び飼料向けの子実用とうもろこしの導入・定着を図るために、本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいう。）が地方農政局長等により承認されていること。

イ 水田が受益面積の過半を占めること。なお、水田とは、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経安実施要綱」という。）の別紙1に定める交付対象水田をいい、事業完了後6年以内に畠地化（経安実施要綱の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。）するものを含む。

(36) 農福連携の取組を実施する場合には、1名以上障害者を雇用（施設完成直後に1名以上障害者を雇用し、その障害者が農作業に従事することが確実な場合も、これに該当するものとする。）し、その障害者が農作業に従事しているものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は、委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者を雇用とみなすことができるものとする。

ただし、障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用義務のある事業実施主体においては、法定雇用率を達成し、かつ、雇用している障害者のうち1名以上が農作業に従事している、又は施設完成直後に農作業に従事することが確実な事業実施主体に限るものとする。

(37) 有機農業の取組において施設を整備する場合には、以下の要件を満たすものとする。

ア 農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS認証（有機加工食品）を受けるものとする。

イ 集出荷貯蔵施設（選別、調整及び包装、分配等を行う施設）を整備し、当該施設において小分け行為を行う場合には、有機JAS認証（小分け）を受けるものとする。

ウ 種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した種子種苗を生産するものとする。

エ 有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。

(38) 土づくりの取組のうち、

①科学的データに基づく土づくりを実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。

ア 受益農業従事者のおおむね全てが、土壤分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組むこと。

イ 次の（ア）から（ウ）までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定すること。

（ア）土づくりによる作物の収量・品質の向上目標

（イ）目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針（重点的に取り組む地目、作物、

土壤分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壤等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載)

(ウ) 産地管理施設の整備を行う場合は、土壤診断の実施体制の強化に向けた、土づくりの指導ができる者の育成・確保方針

②土づくりの取組のうち被災農地の地力回復を実施する場合には、災害復旧事業の客土工等により復旧した農地での取組であること（被災による生産性の低下又は土壤状態の悪化が確認できる場合に限る。）。

2 事業実施主体

(1) 次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ア 農業者の組織する団体

イ 事業協同組合

ウ 事業協同組合連合会

(2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体（企業及び業界団体は除く。）とする。

ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

(4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(9)の「別記1に定める民間事業者」は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 都道府県が優先枠（配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のことをいう。以下同じ。）として配分を受けた交付金の範囲内でスマート農業実践施設の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組又は水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組を行う者であって、次の要件を全て満たすもの。

(ア) 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

(イ) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(ウ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しな

い民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

イ 環境保全型農業（有機農業を除く。）の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に供給し、又は供給することが確実であること。

(5) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(10)の「別記1に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

イ 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要にあわせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

ウ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

エ 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。

(6) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)の「別記1に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結しているものとする。

(7) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(13)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

(8) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(14)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運

- 當等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。
- (ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。
- (イ) 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 交付率

本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合は、次の(1)から(4)までに掲げる場合とし、別記1に定める交付率は、当該(1)から(4)までに定める率とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の6以内
- ア 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合
- イ 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設又は家畜飼養管理施設を整備する場合
- (2) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の4以内
- ア 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等（4の(6)のイに定める地域をいう。以下同じ。）以外の地域が受益地区の過半を占める場合
- イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- (3) 次のアからキに掲げる場合 事業費の3分の1以内
- ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
- イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
- ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合
- エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合
- オ 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合
- カ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合
- キ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合
- (4) 次に掲げる場合 事業費の20分の11
- 農用地土壤汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壤汚染対策地域であって、農用地土壤汚染対策計画に基づき環境保全（小規模公害防除）の取組を実施する場合

4 採択要件

(1) 本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①及び1-2-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2) 事業の交付対象上限事業費

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とができるものとする。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき999千円。ただし、100ヘクタール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1トンにつき502千円 麦にあっては計画処理量1トンにつき490千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき4,940千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき1,679千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき421千円 計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき300千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき189千円 計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千円 ただし、150g未満のトマトにあっては計画処理数量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,104千円／ha
	防風施設	46,587千円／ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	40千円／m ²

	ほ場内地下水位制御システム	3,150千円／ha
	菌類栽培施設(マッシュルームを除く。)	生産量1トンにつき3,200千円
	菌床製造施設(マッシュルームを除く。)	生産量1万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき1,113千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	35千円／m ²
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき533千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	29千円／m ²
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用45千円／m ² 哺育育成牛用45千円／m ²
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	45千円／m ²
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	59千円／m ²
	ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く。）	48千円／m ²
	家畜改良施設	240千円／m ²
	畜産新技術に係る施設	250千円／m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	7,800千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。） 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、9,500千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算） ただし、5の畜産物施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの補助対象基準の（c）のただし書きに基づき、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって、1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が560頭未満の場合は、10,140千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算） 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、12,500千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）
家畜市場		5,550千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	45千円／m ²
	屋根掛け	500m ³ 未満
		500m ³ 以上
	尿貯留施設	1,000m ³ 未満
		1,000m ³ 以上
飼料作物（飼料用米を含む。）関連施設	パンカーサイロ	7千円／m ³
	乾草舎	50千円／m ²
	飼料調製施設	50千円／m ²
	優良種子増殖施設	63千円／m ²

種子貯蔵庫	37千円／m ²
飼料分析指導室	225千円／m ²
種子精選機	16,560千円／台
脱粒剥皮機	2,610千円／台
種子乾燥機	18,090千円／台
栄養分析器	9,900千円／台
ミネラル分析器	1,170千円／台
土壤分析器	630千円／台

- (注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
- 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
- 3 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍（小数点第1位を四捨五入）とする。
- 4 配分基準通知第1の2の(2)のウに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍（小数点第1位を四捨五入）とする。

(3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(4)の別記1に定める場合は、次に掲げる場合とする。

ア 環境保全（小規模公害防除）を実施する場合

ただし、本要綱別記1のII-1の第2の1の(31)の地域において実施する土壤土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及びかんがい用用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

イ 北大東島及び南大東島に所在する国内産糖事業者が農産物処理加工施設を整備する場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加する場合

ウ 土づくりの取組のうち被災農地の地力回復に取組む場合

(4) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第3の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき（都道府県知事は理由書を作成し、本要綱第4の3に定める協議を行うものとする。）は、当該事業を実施できるものとする。

(5) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(6)の別記1に定める女性の参画促進に資する施設の整備は、次の事項を全て満たすものとする。

ア 女性の行う農産物加工活動等に必要となる施設であり、女性の農業経営への参画促進等に資するものであること。

イ 受益農業従事者数の過半を女性農業者が占め、かつ、受益農業従事者又は事業実施主体の代表者が女性であること。

なお、この場合の女性農業者とは、女性認定農業者、家族経営協定を締結するなど農業経営に参画している女性及び1年間に60日以上農業（農産物加工活動も含む。）に従事している女性とする。

(6) 面積要件等

ア 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付（栽培）面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全型農業（有機農業を除く。）の取組、地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組、地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組、資材高騰等のリスク軽減の取組、環境保全（小規模公害防除）の取組、環境保全（農業廃棄物の再生

処理)の取組、病害虫まん延防止対策の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)については、この限りでない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、受益地区的水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。 種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	種子		

			子生産ほ場の面積とする。
	稻	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール	
	麦	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特產物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積）	
	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール	
	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	

	さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培は場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	

野菜	露地野菜	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、沖縄県にあっては5ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	施設野菜	<p>5ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村において事業を実施する場合にあっては50アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
花き	露地花き	<p>5ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	施設花き	3ヘクタール	

		<p>なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村において事業を実施する場合にあっては50アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
--	--	---	--

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

(カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域

(キ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田におい

		計画が樹立されているものとする。	て生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している扱い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子（稻）	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価	

		格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

ウ 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。

エ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

5 産地基幹施設等の基準

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアからエに定める施設等（耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備）については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）別紙1の別表の1の(1)の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 また、環境保全（小規模公害防除）の受益面積は、10ヘクタール未満とする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあっては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。 ・地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）、資材高騰等のリスク軽減及び環境保全（小規模公害防除）の取組を実施する場合にあっては、ほ場整備、暗きょ施工及び土壤土層改良を実施できるものとする。 ・地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組を実施する場合にあっては、暗きょ施工及び土壤土層改良を実施できるものとする。 ・土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）を実施する場合にあっては、土壤土層改良を実施できるものとする。
ほ場整備	
園地改良	<ul style="list-style-type: none"> ・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。

優良品種系統等への改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（e）までに定めるところにより実施できるものとする。 <p style="margin-left: 2em;">（a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">（b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成27年4月27日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">（c）優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（d）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">（e）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となつた園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。 <p style="margin-left: 2em;">（a）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">（b）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県の育成品種等とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（c）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを</p>
----------------	--

	<p>交付対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。
暗きよ施工	
土壤土層改良	<ul style="list-style-type: none"> 浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。 ただし、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壤改良資材の散布については事業対象としない。 環境保全型農業（有機農業を除く。）の取組において、土壤土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壤機能の増進に係る（a）及び（b）に定める要件を満たす地域であることとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域であること。 （b）地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壤の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壤の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。 ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）及び山間へき地（山村振興法第7条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域をいう。）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまつた農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする <ul style="list-style-type: none"> i 都府県の場合 10ヘクタール ii 北海道の場合 20ヘクタール 土壤土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きよ施工を実施できるものとする。 また、土壤土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 環境保全（小規模公害防除）の取組については、土壤土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きよその他水源を転換するための施設の新設又は改修 （b）かんがい用用排水施設の新設又は改修 （c）農用地間の地目変換のための事業

飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	
雑用水施設整備	
飼料生産は場整備	
牧草地及び飼料畠等造成整備	<ul style="list-style-type: none"> 牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後 5 年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	<ul style="list-style-type: none"> 飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。 生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	<ul style="list-style-type: none"> 集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	<ul style="list-style-type: none"> 野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備

未利用地活用放牧拡大整備	<ul style="list-style-type: none"> 未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 なお、本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合及び額は、次に掲げる(a)から(c)までのとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 傾斜地等活用整備(傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。)にあっては、造成・整備面積10アール当たり70,000円を上限として交付できる。 (b) 野草放牧地整備(未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。)にあっては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 (c) 耕作放棄地活用整備(耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。)にあっては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場利用の再編成を推進するためのものとする。 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	<ul style="list-style-type: none"> 集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	<ul style="list-style-type: none"> 野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編成に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	

土壤改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。 ・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。
耕種作物产地基幹施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が产地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壤分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	

稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 <p>ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画</p>

	の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<p>・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。</p> <p>ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</p> <p>・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</p> <p>ただし、第2の4の(5)に定める女性の参画促進に資する施設の場合は、この限りではない。</p> <p>・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。</p> <p>原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。</p> <p>また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</p> <p>・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。</p> <p>なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利</p>

	<p>用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。 <p>なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。 <p>なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しおパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薰蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗净機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新たな生産事業モデル支援タイプの民間事業者においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとし、この場合にあっては、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	

搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<p>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。</p> <p>　なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</p> <p>・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。</p> <p>　ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</p> <p>　また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まれないものとする。</p> <p>・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。</p> <p>　ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。</p> <p>　ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。</p> <p>　なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。</p> <p>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。</p> <p>　ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。</p> <p>・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。</p> <p>・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。 また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷藏機能を有するものとする。
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。 また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと一緒にすることで貯蔵施設として整備することができる。
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用する

	<p>ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 <p>なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引斡旋施設	<ul style="list-style-type: none"> ・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 <p>(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。</p> <p>ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。 また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等

	<p>を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。</p> <p>ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壤、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。 <p>なお、資材高騰等のリスク軽減の取組については、土壤診断結果や減肥基準等に基づき施肥設計の見直しを行うことにより施肥の省力化や肥料使用量の適正化を図るなど、産地の資材高騰等のリスク軽減体制が整備されることが確実なものに限るものとする。</p> <p>また、土づくりの取組において産地管理施設を整備する場合には、土壤の分析診断に必要な施設の整備を必須とする。</p>
分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> 土壤診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 <p>なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</p>
附帯施設	
用土等供給施設	<ul style="list-style-type: none"> 育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組を実施する場合にあっては、土壤機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
用土供給施設	<ul style="list-style-type: none"> 育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。

土壤機能増進資材 製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> ・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区的気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	<ul style="list-style-type: none"> ・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区的気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病害虫防除施設	<ul style="list-style-type: none"> ・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壤消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壤浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施することとする。 なお、(a) から (c) までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入者等

を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

(a) 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

(b) 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

(c) 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

(d) 所有の明確化

当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

(e) 管理運営

当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

- ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。
- ・地域エネルギー供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内でのみ整備できるものとする。
- ・地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組を実施する場合にあっては、低コスト耐候性ハウス、高度技術導入施設、栽培管理支援施設及びこれらに係る附帯施設を整備できるものとする。
- ・地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）及び資材高騰のリスク軽減の取組を実施する場合にあっては、高度技術導入施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
- ・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付（栽培）面積は、1ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積することを原則とする。
- ・導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することとする。

技術実証施設

- ・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
- ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。

また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。

省エネルギーモデル温室

- ・当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。

	<p>また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壤消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 <p>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができます。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壤消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壤調査及び構造診断を実施するものとする。 事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> 野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわ

らず設置することができるものとする。

また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。(ただし、市街化区域を除く。)

- ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができます。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。
- ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

- ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。
- ・完全人工光型の施設導入に当たり、スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、過去に農林水産省の補助事業により整備した完全人工光型の施設における生産性の指標を超えることが客観的なデータに基づき立証できるものに限るものとする。

また、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の導入地区数の上限は、関連事業（本対策、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業における高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設の整備をいう。以下この欄及び「高度技術導入施設」の欄において同じ。）を通じ、累計で全国3地区とし、3地区に達した場合にはより高い生産性の指標に改訂することとする。

- ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できること見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。

また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定する

	<p>とともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p>
地域エネルギー供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーを供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。 <p>なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。</p> ・電気を供給する場合は、トリジエネレーションシステム又はコーポレーテーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象としないものとする。 ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するためには必要な設備の整備を行うことができるものとする。 <p>また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利用することが可能な条件が整っている場合にあっては、熱等の利用と併せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
高度技術導入施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外すこと等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）ハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壤消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジエネレーションシステム、メタンガ</p>

	<p>ス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全人工光型の施設導入に当たり、スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益力の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、過去に農林水産省の補助事業により整備した完全人工光型の施設における生産性の指標を超えることが客観的なデータに基づき立証できるものに限るものとする。 <p>また、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の導入地区数の上限は、関連事業を通じ、累計で全国3地区とし、3地区に達した場合にはより高い生産性の指標に改訂することとする。</p> <p>なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の（6）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組は、ほ場内地下水位制御システム等地力の強化に資するものに限り実施することができるものとする。 ・資材高騰等のリスク軽減の取組を実施する場合にあっては、電気料金の上昇リスクの軽減に資する受変電施設、集中管理棟、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動窓開閉装置、炭酸ガス発生装置、加温装置、細霧冷房施設及び脱石油型エネルギー供給施設を整備できるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第2の4の（6）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。
栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開薬貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壤環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開薬貯蔵施設」は、建物、薬落とし機、開薬装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きよ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	

種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。 地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組を実施する場合にあっては、種子備蓄施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> 優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 <p>なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。</p>
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> 気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥等の製造に必要な施設とする。 適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。 地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組を実施する場合にあっては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。 資材高騰等のリスク軽減の取組については、資材高騰等のリスク軽減体制が整備されることが確実なものに限るものとする。
堆肥等生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ばかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壤の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壤1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壤分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壤の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された肥料は、肥料取締法に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壤の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壤1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壤分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	

油糧作物処理加工施設	・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物产地基幹施設整備	

畜産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
産地食肉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 <p>ただし、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 (e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。
けい留施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りでない。）
と畜解体・内臓処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。

部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	<ul style="list-style-type: none"> 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 <p>(a) と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</p> <p>(c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p>
ハラール対応施設	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	<ul style="list-style-type: none"> 輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。

生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 (b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するため必要なものであること。
ハラール対応施設	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。

洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組について、中間事業者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目的として整備する施設・設備も対象とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
家畜市場	<ul style="list-style-type: none"> ・次に定める要件に適合すること。 <p>(a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</p> <p>(b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。</p> <p>ただし、中山間地域（山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている</p>

	<p>地域をいう。) にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭（牛換算）以上、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。) にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。</p>
基本施設	
環境対策施設	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a)及び(b)の要件に適合するものであることとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。) 第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。 (b) 事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたものることをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。 畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設並びに飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等で複数の畜産経営が共同で利用する施設の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。

(b) 当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。

・次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

(b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。

ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

(b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

$$\text{面積} = 40\text{m}^2 \text{ (共用部分)} + 10\text{m}^2 \text{ (管理人1人当たり専用部分)} \\ \times \text{管理人等人数}$$

ii i の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。

・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー及びウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500m²以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500m²を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

・スマート農業実践施設の整備に取り組む場合は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎及

	<p>び畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備について、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術を2つ以上導入するとともに、それぞれのデータが収集され、連動し、生産性向上及び作業省力化に資さなければならぬ。</p>
畜舎	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。 (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。 ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれとの2分の1以上であるものとする。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は

	<p>実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。 (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。 (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
フリーストール牛舎	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。

	<p>(b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ミルキングパーラー	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。</p> (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ウインドレス鶏舎	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためにものに限る。 事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。 当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属すること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
ふ卵施設	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編・統合を伴う施設整備であること。 種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資すること。 事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けら

	<p>れた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の在り方の本質にかかるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルキングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（1）のただし書の別記1に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。
自給飼料関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雜用水等の共同利用等が図られること。 ・施設用地の造成整備を含む。（飼料給与設計用電算施設は除く。） ・施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
混合飼料貯蔵・保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
飼料作物収穫調製	

貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理施設	
飼料生産・調製・保管施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
管理棟	
飼料給与設計用電算施設	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	

隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。

II-2 産地合理化の促進

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の取組を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

第1 取組の概要

1 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稻、麦、大豆等）の取組

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編や従前に補助事業で導入した施設・設備の機能又は能力の高度化による施設の効率的な管理・運営等の取組を推進するため、水田フル活用ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産が見込まれる地域において、主食用米と新規需要米の区分集荷・保管や水稻専用施設の大との汎用利用のために必要な改修等を支援。

また、担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組むことで、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な改修等を支援。

本取組においては、米、麦、大豆等の乾燥調製・保管に係る乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設又は種子種苗生産関連施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(1)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

その際、都道府県は、「地域における穀類乾燥貯蔵施設等の再編利用の取組の推進について」（平成26年2月26日付け25生産第3219号生産局農産部穀物課長通知）により、地域における新規需要米等の作付動向、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の配置や利用状況等を踏まえ、施設の再編利用を重点的に進める重点再編地域を選定することができるものとする。

（1の都道府県につき各年度3地域を上限とする。）

2 集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、複数の既存の施設を再編合理化すること等により、効率的かつ低廉に流通コストの低減等を図るために当該施設の改修等を支援。

本取組においては、野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(2)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

3 農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

複数の既存の荒茶加工施設等を有し、今後、茶の計画的な生産、加工の強化に取り組む地域において、加工コストの低減等を図るために当該施設の再編に向けた改修等を支援。

本取組については、茶の加工に係る施設であって、荒茶加工施設、仕上茶加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(3)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

4 食肉等流通体制再編整備の取組

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るために当該施設の整備を支援。

本取組においては、食肉等の流通・処理に係る食肉等流通処理施設（食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場）の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主

体においては、第2の6の（4）のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

5 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

さとうきび、てん菜又はでん粉原料いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画の策定を要件として、製造コストの削減及び既存の当該施設の安定操業を図るための当該施設の再編合理化を支援。

本取組においては、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組む以下の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の（5）のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

（1）国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編（再編による稼働率の向上に向けた施設等の新設又はこれに伴う設備の移設を含む。以下同じ。）

イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

（2）国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化（地域における国内産糖・国内産いもでん粉工場の稼働率の向上に向けた既存工場の廃棄。以下同じ。）

　　国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

6 乳業再編等整備の取組

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、生乳流通コストの低減等を図るとともに、効率的かつ衛生的な乳業者を育成するため、集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化、乳業施設の再編・合理化及びこれと一体的に行う高度な衛生管理水準を備えるための整備等を支援。

本取組においては、集乳及び乳業の再編合理化を促進するため、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の（6）のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

（1）効率的乳業施設整備

ア 乳業工場（牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第3項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品（アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。）をいう。以下同じ。）及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）の施設等の新設又は増設（当該施設等の新設又は増設に伴う設備の移設を含む。以下「新設等」という。）。

イ アと一体的に行う環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備（以下「環境・衛生等整備」という。）。

ウ 乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄等。

（2）集送乳合理化等推進整備

ア 大型貯乳施設整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（生乳を生産者から直接搬入している乳業工場を含む。以下「貯乳施設等」という。）を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（以下「大型貯乳施設等」という。）の整備。

イ 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有す

る拠点施設又は設備（以下「需給調整拠点施設等」という。）の整備。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施計画は、関係者を始めとした地域住民の合意を得たものであることを要する。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (3) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (4) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、本要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（アからウまでに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用及び農産物処理加工施設等再編利用の取組においては、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合、また農産物処理加工施設において、収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

イ 食肉等流通体制再編整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量（取引頭数）又は処理経費（取引経費）が当初の事業実施計画に対し、80%未満の状況が3年間継続している場合

ウ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備及び乳業再編等整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量又は処理経費が当初の事業実施計画に対し、80%未満の状況が3年間継続している場合

- (8) 事業で整備する施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び

利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
- イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（これらの者及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益農業従事者数は、原則として、5名以上とする。
- エ 事業実施主体が賃料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費一交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とできるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的にすぐれていること。
- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
- ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省代金官房経理課長通知（以下「財産処分承認基準通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている。又は、承認を受ける見込み

であること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

(17) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を実施する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(18) 乳業再編等整備に取り組む場合については、事業を実施する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。）第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等との整合性が図られていること。

(19) 乳業再編等整備のうち地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業に取り組む場合にあっては、事業実施主体は、集送乳の合理化に係る推進計画を策定し、事業計画に定める内容はそれに即しているものであること。

(20) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(21) 本対策により施設等（本要綱別表1のIのメニューの欄の1の（2）のエからカまでの事業を除く。）を整備する場合は、施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県域や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合はおおむね全て）において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。

(22) 本対策により施設等を整備する場合は、

ア 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施

イ HACCP等認定の取得

ウ ハラール認証の取得

エ 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画の策定

オ 貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画の策定

のいずれかに確実に取り組むこととする。

（注）非食用作物を除く。

(23) 集出荷貯蔵施設等再編利用のうち、青果物の集出荷貯蔵施設の再編を行う場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ア 現行の出荷規格及び出荷に関する作業の状況について、規格のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。
- イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

2 事業実施主体

- (1) 次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
 - ア 農業者の組織する団体
 - イ 事業協同組合
 - ウ 事業協同組合連合会
- (2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(7)の特認団体は、次のとおりとする。
 - ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- (3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(11)の別記1に定める乳業再編等協議会(以下「再編等協議会」という。)は、次のアからウまでの要件を全て満たすものとする。
 - ア 乳業者(酪振法第2条第2項の乳業を行う者をいう。以下同じ。)であって、次に掲げるいずれかの者に該当するものが構成員となっていること。
 - (ア) 複数の乳業者が合併し、設立した法人(契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。)(以下「合併後法人」という。)
 - (イ) 複数の乳業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立される団体
 - (ウ) 複数の乳業者と乳業工場の再編と併せた生乳の処理若しくは加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う乳業者
 - (エ) 学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上である者
 - イ 再編等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編等協議会の運営等に係る規約(以下「再編等協議会規約」という。)が定められていること。
 - ウ 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(12)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - ア 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。
 - イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者(民間事業者の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。)とすること。
 - ウ 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとされていること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

（ア）販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

（イ）事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 交付率

本要綱別表1のIの交付率の欄の2のただし書の別記1に定める場合は、次の（1）から（4）までに掲げる場合とし、別記1に定める交付率は、当該（1）から（4）までに定める率とする。

（1）次に掲げる場合 事業費の10分の6以内

対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合

（2）次のアからウに掲げる場合 事業費の3分の1以内

ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中心間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中心間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

ウ 食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、TSE対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合。家畜市場にあっては、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

（3）次のア又はイに掲げる場合 事業費の2分の1以内

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編を行う場合

イ 集送乳合理化等推進整備の大型貯乳施設整備事業のうち県域を越える集乳計画に基づいて貯乳設備を整備又は廃止する場合

（4）次に掲げる場合 事業費の5分の1以内等

効率的乳業施設整備を事業協同組合、事業協同組合連合会又は再編等協議会が実施する場合であって、これらの者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない乳業者（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に適合するものを除く。以下「大手乳業者」という。）に該当する場合又はこれらの者が大

手乳業者から出資を受けた場合とし、受けた出資の割合等に応じ、交付率を次のとおりとする。

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に応じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

ア 大手乳業者及び大手乳業者から資本金の額又は出資の額の総額の100分の50を超える出資を受けた第2の2の(2)のイの法人又は団体にあっては、5分の1以内

イ 大手乳業者から資本金の額又は出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第2の2の(2)のイの法人又は団体にあっては、4分の1以内

4 採択要件等

(1) 本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①、1-1-②、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定することとする。

(2) 事業の交付対象上限事業費

施設の再編利用の取組にあっては、本要綱別記1のII-1の第2の4の(2)に掲げる額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

(3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の2の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第3の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合（都道府県知事は理由書を作成し、本要綱第4の3に定める協議を行うものとする。）にあっては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 面積要件等

本要綱別表1のIの採択要件の欄の2の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付（栽培）面積は、おおむね本要綱別記1のII-1の第2の4の(6)に掲げる規模以上であることとする。

(5) 本要綱別表2のメニューの欄の産地合理化の推進の事業実施計画に記載すべき項目の5に定める項目は、別紙様式8号の内容に準ずるものとする。

5 補助対象基準及び補助対象要件等

(1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のアからエまでの取組に係る共同利用施設の補助対象基準については、本要綱別記1のII-1の第2の5に掲げるとおりとする。

(2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオの取組に係る共同利用施設の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

(ア) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編

a 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・污水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラ、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産糖・国内産いもでん粉製造に必要な設備の整備

b 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池の整備

c 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

(イ) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

- a 補助対象となる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等は、国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画において、廃棄の対象となっている国内産糖・国内産いもでん粉工場とする。

なお、廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

b 製造施設等

(ア) のa及びcに掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（ただし、脱汁設備、分離設備、精製設備、脱水設備又は乾燥設備のいずれかを必ず含むものとする。また、他の国内産糖・国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。）

c 排水処理等施設

(ア) のbに掲げる施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費（当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。）

d 廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等の残余財産相当額の補填

(a) 補助対象は、b及びcに掲げる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）の別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。以下同じ。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

(b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産糖・国内産いもでん粉工場において(a)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とできる。

(c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① (a) 又は(b)の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場((2)において「廃

棄工場」という。) の営業年度又は事業年度等をいう。(2)において同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかるわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(2) 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(3) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(a)、(b)並びに(c)の①及び②の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

(d) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(c)の①の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は5の(2)のアの(イ)に掲げる施設等とする。

(3) 本要綱別表1のIのメニュー欄の1の(2)のカの取組の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア 効率的乳業施設整備

(ア) 乳業工場の施設整備

補助対象となる新設等を行う工場（以下「新工場」という。）は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要な（イ）に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産（以下「中古資産」という。）については、財務省令第3条に基づき、当該中古資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

(イ) 効率的乳業施設整備の補助対象となる施設等

a 機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な設備

b 上屋等

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物

c その他

機械器具整備及び上屋に係る設計費及び諸経費

(ウ) 効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件

a 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄（新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含む。以下、アにおいて同じ。）を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。

ただし、次の（a）又は（b）に掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。

（a）県域を超えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準（当該再編により新增設する乳業工場の所在する地域ブロックの乳業工場（生乳処理量が日量2t以上のものに限る。）の1工場当たりの平均生乳処理量（t/日））を超える新工場を整備する場合

（b）事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場（以下「学乳2割工場」という。）が2つ含まれ、又は学乳2割工場1つと学校給食用牛乳の製造が原則として年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上の乳業工場（以下「学乳3割工場」という。）1つが含まれる場合

b aにより大手乳業者が廃棄する乳業工場の生乳処理能力については、飲用乳処理施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものを1以上含むものとし、乳製品製造施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。

c 合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場を対象として行うものとする。

（エ）新工場の条件

a 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。

b 新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年間生乳処理量（直近の過去3年の平均値。以下同じ。）の合計数量（以下「廃止工場合計数量」という。）を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。

c 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合（牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。）であって、当該新工場の施設又は設備の設置に当たり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分できないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。

d 厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は、補助対象外とする。

e 新工場の衛生管理手法は、原則として、HACCP等認定を取得するものとする。

（オ）乳業工場の生乳処理能力

（エ）のaにおける乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用牛乳の充填機の能力（牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力

とみなし、これらの合計により算出する。) とし、乳製品製造施設にあっては以下に掲げるそれぞれの設備の生乳処理能力を合算したものとする。

- a バター製造機及びスプレードライヤー（練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。）にあっては、同設備の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数（12.34、6.48））及びそれぞれに10時間又は20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量の合計とする。
- b チーズの製造設備にあっては、同設備における過去3年の平均製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数（12.65）又は5年後の計画製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とする。
- c 練乳の専用製造設備にあっては、その濃縮機の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（2.66）及び20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量とする。

(カ) 設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができます。ただし、第1の6の(1)のウの廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

(キ) 乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件等

a 乳業工場の廃棄

- (a) 補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる①及び②に該当する乳業工場とする。

① 牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、事業実施主体が作成に参画した再編合理化計画において廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。

② 廃棄する乳業工場で受けている配乳の過半以上を再編合理化計画に参画している乳業者に引き継ぐ計画となっていること。

- (b) 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

b 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填

- (a) 補助対象は、別紙に掲げる乳業工場の設備（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該設備の残余財産相当額とし、耐用年数を超えている設備は補助対象としない。

- (b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場において(a)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

- (c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

① (a) 又は(b)の設備（以下「対象設備」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係る乳業工場（以下、アにおいて「廃棄工場」という。）の営業年度又

は事業年度等をいう。以下、アにおいて同じ。)における当該対象設備の減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかるわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

- ② 廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

- ③ 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

- ④ 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

- ⑤ 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それについて（a）、（b）及び（c）の①から④までの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

- （d）対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。

（ク）交付金要望額の上限

- a 第1の6の（1）のア及びイの事業に係る交付金の要望額の合計は、1事業実施計画当たり18億円を上限とする。
b 第1の6の（1）のウの事業に係る交付金の要望額は、1事業実施計画当たり6千万円を上限とする。ただし、県域を越えた再編又は4工場以上の廃棄を伴う再編にあっては、7千万円を上限とする。

イ 集送乳合理化等推進整備

（ア）大型貯乳施設整備

- a 大型貯乳施設等の整備

- （a）補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な第2の5の（3）のアの（イ）に掲げる施設等とする。

ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを大型貯乳施設等において生乳の貯乳又は集送乳の用に供した場合における当該資産については、財務省令第3条に基づき、当該資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対

象外とする。

- (b) 整備する大型貯乳施設等の整備は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を行う場合にあっては1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。
- (c) 整備する大型貯乳施設等の生乳の処理能力が、おおむね日量100トン以上の施設等であること。
- (d) 生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。
- (e) 整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。

b 貯乳施設等の廃棄

- (a) 補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの又は前年度において貯乳施設等として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。
- (b) 廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移設に係る経費も補助対象とすることができます。
ただし、廃棄の経費と重複して計上できないものとする。
- (c) 廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費を含めることができるるものとする。

c 廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

アの(キ)のbの規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法」は「施設にあっては定額法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号イ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号イに規定する定額法をいう。）により、設備にあっては定率法」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と読み替えるものとする。

d 整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係

大型貯乳施設等を整備する場合、必ず既存の貯乳施設等の廃棄を実施するものとする。

(イ) 需給調整拠点施設整備

- a 補助対象となる需給調整拠点施設等は、第2の5の(3)のアの(イ)に掲げる施設等とする。
- b 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることに鑑み、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。
ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産されることを要しない。
- c 補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第5条第1項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。）の製造施設又は設備であること。

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を製造する施設又は設備も補助対象とすることができます。また、短期的な生乳の需給緩

和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も補助対象とすることができます。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備（以下「飲用乳処理施設等」という。）については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあっては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることができます。

6 再編利用計画及び再編合理化計画の基本的考え方

（1）穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稻、麦、大豆等）の取組

ア 再編利用計画の趣旨

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち1つ又は複数の施設が老朽化している地域のうち、水田フル活用ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産に取り組む地域や担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編利用計画作成主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式9号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稻、麦、大豆等）の取組用）により作成し、再編利用計画の計画期間は事業実施年度から3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

（ア）計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式10号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式11号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稻、麦、大豆等）の取組用）により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

（2）集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

ア 再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は再編対象施設の受益農業従事者若しくは

新たな受益農業従事者等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組用）により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

（ア）計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）により提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式10号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式11号（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組用）により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

（3）農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

ア 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画策定主体は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式9号（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用）により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

（ア）再編利用計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式10号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式11号（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用）により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

（4）食肉等流通体制再編整備の取組

ア 再編合理化計画の趣旨

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の食肉等流通処理施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制の構築や衛生的で高度な処理

体制の構築等を旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画作成主体は、以下に掲げるいずれかとする。

(ア) 事業実施主体（単独又は事業実施主体と再編対象施設の受益農業従事者若しくは新たな受益農業従事者等と共同で策定）

(イ) 事業実施主体、都道府県、再編対象施設の受益農業従事者及び新たな受益農業従事者等により構成される協議会

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式9号（食肉等流通体制再編整備の取組用）により作成するものとし、再編合理化計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編合理化計画の承認等

(ア) 再編合理化計画策定主体は、ウにより作成した再編合理化計画を、都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(イ)に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式10号により地方農政局長等に報告するものとする。

(エ) 再編合理化計画策定主体は、再編利用取組状況報告書を別紙様式11号（食肉等流通体制再編整備の取組用）により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

(5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

ア 再編合理化計画の趣旨

さとうきび、てん菜、でん粉原料用いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場を再編合理化することにより、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組み、製造コストの削減及び国内産糖・国内産いもでん粉工場の安定操業を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は市町村、農業者の組織する団体、公社)、食品事業者（国内産糖又は国内産いもでん粉の製造を行う又は行おうとする者に限る。）、事業協同組合連合会又は事業協同組合と共同で策定するものとする。計画の策定に当たっては、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

なお、第1の5の(2)を実施する際ににおいても、上記関係機関による十分な連携の元で実施するものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式9号（国内産糖（国内産いもでん粉）工場再編合理化の推進用）により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から3年度以内とする。

エ 再編合理化計画の承認等

(ア) 再編合理化計画策定主体は、ウにより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(イ)に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式10

号により地方農政局長等に報告するものとする。

(エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式11号（国内産糖（国内産いもでん粉）工場再編合理化の推進用）により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 乳業再編等整備の取組

ア 再編合理化施計画の趣旨

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、貯乳施設の集約化や乳業の再編・合理化を実施することにより、生乳流通コストの低減や乳業の効率化を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画の作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体（公社）、乳業者、事業協同組合、事業協同組合連合会等と共同で作成するものとする。この場合において、事業実施主体は、関係各所と十分な調整・協議を行うものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は、別紙様式第9号（乳業再編等整備の取組用）により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から6年度以内とする。

エ 再編合理化計画の承認等

(ア) 再編合理化計画の作成主体は、ウにより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(イ)に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式10号により地方農政局長等に報告するものとする。

(エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式11号（乳業再編等整備の取組用）により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

III 食品流通の合理化

III-1 卸売市場施設整備の推進

第1 取組の概要

中央卸売市場が卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）に即して計画的に実施する施設の改良、造成若しくは取得（以下「整備」という。）又は市場法第6条に定める都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置付けられた若しくは位置付けられることが確実と認められる地方卸売市場（以下「拠点地方卸売市場」という。）が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた又は受けたことが確実と認められる食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の整備であって、以下の取組に該当するものに対し支援。

- 1 品質・衛生管理高度化施設整備の取組
- 2 物流効率化に向けた施設整備の取組
- 3 卸売市場再編促進施設整備の取組

卸売市場再編を促進するもののうち、以下に掲げるもの

- (1) 中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場が実施する施設の整備
- (2) 他の卸売市場との統合に係る施設の整備
- (3) 他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備
- (4) 産地・実需者との連携に係る施設の整備
- (5) 廃止卸売市場における施設の撤去

- 4 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
- 5 卸売市場防災対応施設整備の取組

- (1) 既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策の整備
- (2) 重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議（平成30年9月21日）を受けて、重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場（以下「緊急点検卸売市場」という。）が作成する事業継続計画（B C P）等に即して実施する非常用電源の整備

第2 採択要件に関する留意事項

本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

- 1 実施方法及び施設に関する共通基準

(1) P F I 事業の活用

中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の整備を実施する場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を実施する場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

- ア 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。
- イ 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。

(2) 施設の衛生管理

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。

- 2 事業実施に関する共通事項

(1) 整備の方針

市場法第4条に定める卸売市場整備基本方針に即した施設の整備等に努めるものとする。

(2) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場が卸売市場再編促進施設整備の取組を実施する場合は、中央卸売市場整備計画に位置付けられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編推進市場」という。）の再編措置の内容又は取扱品目の部類に係る施設のみ交付の対象とする。

なお、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で速やかな施設の整備が必要と認められるときは、この限りでない。

(3) 施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

(4) 第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

交付対象施設	交付率		
	中央卸売市場	拠点地方卸売市場	中央卸売市場
	品質・衛生管理の高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。） (2) 既に設置している卸売市場において実施する施設の整備であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの（以下「大規模整備」という。）に要する経費 ア 売場施設等を主体とした整備であること。 イ 当該整備によって売場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積（売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるも	品質・衛生管理の高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	品質・衛生管理の高度化に資する拠点地方卸売市場の施設の整備に要する経費

	のであること。 ウ 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施するものであること。		
売場施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
貯蔵・保管施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
駐車施設	4／10以内	—	1／3以内 ※
構内舗装	1／3以内	1／3以内	1／3以内
搬送施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
衛生施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
食肉関連施設	4／10以内	1／3以内	—
情報処理施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
市場管理センター	1／3以内	—	1／3以内 ※
防災施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内
加工処理高度化施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
選果・選別施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
総合食品センター機能付加施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
附帯施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内

(注) 品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 拠点地方卸売市場の新設に限る。

イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交付率		
	中央卸売市場		拠点地方卸売市場
	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	
	(1) 新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。）		
	(2) 大規模整備に要する経費		
売場施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
貯蔵・保管施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
駐車施設	4／10以内	—	1／3以内 ※
構内舗装	1／3以内	1／3以内	1／3以内
搬送施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
衛生施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
食肉関連施設	4／10以内	1／3以内	—
情報処理施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内

市場管理センター	1／3以内	—	1／3以内 ※
防災施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内
加工処理高度化施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
選果・選別施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
総合食品センター機能付 加施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
附帯施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
上記施設の施設内容に準 ずる施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内

(注) 物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、
その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 抱点地方卸売市場の新設に限る。

ウ 卸売市場再編促進施設整備の取組

(ア) 地方卸売市場への転換に係る取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した抱点地方卸売市場において実施する施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した抱点地方卸売市場において実施する施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費
	(1) 新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。）	
	(2) 大規模整備に要する経費	
売場施設	4／10以内	1／3以内
貯蔵・保管施設	4／10以内	1／3以内
駐車施設	1／3以内	—
構内舗装	1／3以内	1／3以内
搬送施設	4／10以内	1／3以内
衛生施設	4／10以内	1／3以内
食肉関連施設	4／10以内	1／3以内
情報処理施設	1／3以内	1／3以内
市場管理センター	1／3以内	—
防災施設	1／3以内	1／3以内
加工処理高度化施設	4／10以内	1／3以内
選果・選別施設	4／10以内	1／3以内
総合食品センター機能付加施設	1／3以内	—
附帯施設	1／3以内	—
上記施設の施設内容に準ずる施設	1／3以内	—

(イ) 他の卸売市場との統合に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設	他の卸売市場との統合を図るとされた卸売市場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費
貯蔵・保管施設	
駐車施設	1／3以内
構内舗装	
搬送施設	

衛生施設
食肉関連施設
情報処理施設
市場管理センター
防災施設
加工処理高度化施設
選果・選別施設
総合食品センター機能付加施設
附帯施設
上記施設の施設内容に準ずる施設

(ウ) 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	他の卸売市場との連携を図るとされた卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1／3以内

(エ) 产地・実需者との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設	产地・実需者との連携を図るとされた卸売市場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費
貯蔵・保管施設	
構内舗装	1／3以内
搬送施設	
衛生施設	
食肉関連施設	
情報処理施設	
防災施設	
加工処理高度化施設	
選果・選別施設	
上記施設の施設内容に準ずる施設	

(オ) 廃止に係る取組

交付対象経費	交 付 率
施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費(施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外)	1／3以内

工 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場において実施す	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	輸出促進に資する拠点地方卸売市場の施設の整備に要する経費

	る施設の整備に要する 経費（移転再整備を含 む。） (2) 大規模整備に要す る経費		
売場施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
貯蔵・保管施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
駐車施設	4／10以内	—	1／3以内 ※
構内舗装	1／3以内	1／3以内	1／3以内
搬送施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
衛生施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
食肉関連施設	4／10以内	1／3以内	—
情報処理施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
市場管理センター	1／3以内	—	1／3以内 ※
防災施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内
加工処理高度化施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
選果・選別施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
総合食品センター機能付 加施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
附帯施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
上記施設の施設内容に準 ずる施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内

※ 抱点地方卸売市場の新設に限る。

才 卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設	交付率		
	中央卸売市場又は抱点地方卸 売市場が実施する既存卸売市 場施設の耐震補強に要する經 費	中央卸売市場又は抱点地方卸 売市場が実施する防災対応に 要する經費	緊急点検卸売市場が実施する 非常用電源の整備に要する經 費
売場施設	1/3以内	1/3以内	—
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内	—
駐車施設	1/3以内	1/3以内	—
搬送施設	1/3以内	1/3以内	—
衛生施設	1/3以内	1/3以内	—
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内	—
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	—
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	—
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	—
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内	—
総合食品センター機能付加施 設	1/3以内	—	—
附帯施設	1/3以内	—	—
上記施設の施設内容に準 ずる施設	1/3以内	—	—

(5) 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（7）に定める施設であってと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理強化施設	（7）のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓 の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア　場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化

	<p>に対応していること</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示 ・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギー・システム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針及び非常用電源等防災機能に資するための施設（卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等（老朽化した施設の壁面補強も含む。）、災害等に起因して発生する二次災害（火災等）に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。）
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により卸売市場並びに開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸売市場関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であつて、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備する共同で集出荷を行うための施設

(6) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、

個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設	鉄骨構造(平屋)	円/m ²	円/m ²	円/m ²
		113,000	124,000	124,000
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)		145,000	
	鉄筋コンクリート構造(平屋)	132,000		145,000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	125,000	125,000	138,000
市場管理センター				
加工処理高度化施設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能付加施設				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	159,000	174,000	174,000
	鉄筋コンクリート構造	189,000	189,000	208,000

(注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

2 上限建築単価には、消費税を含む。

(7) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

ア 係留所

イ 生体検査所及び検査用機械器具

ウ 処理室及び処理設備

エ 検査室及び検査用機械器具

オ 消毒所、隔離所

カ 汚物処理設備

キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備

ク 作業員室

ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(8) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上にわたるものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

(9) 大規模整備

ア 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施

設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

イ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及び第3の2(9)のアに規定する施設である理由を記載すること。

(10) 拠点地方卸売市場が施設の整備を実施する場合は、地域拠点市場の目標取扱数量（青果物15千トン以上、水産物7千トン以上、花き2千万本相当以上。）を現に有している場合に限る。

ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りでない。

(11) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「PFI選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。

イ PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

エ 他の地方卸売市場と統合を行う拠点地方卸売市場にあっては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

オ 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う拠点地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(イ) 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

(ウ) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。

(エ) 整備を実施する施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

カ 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う拠点地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(イ) 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

(ウ) 整備を実施する施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。

キ 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

(12) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 施設の整備が、整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。また、施設の整備は、交付対象施設の品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場再編促進、輸出促進対応又は防災対応のいずれかの機能向上を伴うものでなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕等は、施設の機能向上を伴わないため施設の整備に該当しない。そのため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

ウ 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）等の策定に取り組むこと。

エ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

オ 必要に応じて次に掲げる機能を有する施設の整備を検討すること。

(ア) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資す

る施設（温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫）

(イ) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設（例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設（自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機））

(ウ) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設（例えば、需給情報的的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設（多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設））

(エ) (ア) から (ウ) までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設（例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設（多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配達施設））

カ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

キ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

ク 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあっては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費と交付対象外経費（事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。）を明確に区分できない場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

(13) 施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(14) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 歸属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(15) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(16) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(17) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

3 個別事項

(1) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）
- b 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者（以下「地方卸売市場の開設者」という。）であって、次に掲げる者
 - i 地方公共団体
 - ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
 - iii 法人（i及びiiを除く。）
- c 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の品質・衛生管理の高度化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

イ 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのものであること。

(2) 物流効率化に向けた施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
 - i 地方公共団体
 - ii 第3セクター
 - iii 法人（i及びiiを除く。）
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の物流の効率化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

イ 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施するものであること。

(3) 卸売市場再編促進施設整備の取組

ア 地方卸売市場への転換に係る取組

(ア) 事業実施主体

- 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者
- a 地方公共団体
 - b 第3セクター
 - c 事業協同組合等

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備

であること。

- b 地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工する施設の整備であること。

ただし、整備を実施するに当たり、他の法令等に基づく対策等（事業実施主体が独自に実施する対策等も含む。以下「対策等」という。）を行う必要がある場合にあっては、対策等が完了するまでの間は当該期間に含めないものとする。

- c 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあっては、当該転換前の取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

イ 他の卸売市場との統合に係る取組

(ア) 事業実施主体

他の卸売市場との統合を行う以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
b 抱点地方卸売市場の開設者であって、以下に掲げる者
i 地方公共団体
ii 第3セクター
iii 法人（i 及び ii を除く。）

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は抱点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること

- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること

ウ 他の卸売市場との連携に係る取組

(ア) 事業実施主体

他の卸売市場との連携を図るとされた卸売市場の卸売業者を含む事業協同組合等

(イ) 事業の要件

- a 事業協同組合等が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、他の卸売市場との連携を図るとされた卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること

- b 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること

エ 産地・実需者との連携に係る取組

(ア) 事業実施主体

産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う、以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
b 抱点地方卸売市場の開設者であって、以下に掲げる者
i 地方公共団体
ii 第3セクター
iii 法人（i 及び ii を除く。）
c 事業協同組合等
d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
e PFI選定事業者
f 特認団体（aからeまでに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により産地・実需者との連携が図られるものとして、地方農政局等が特に適当と認める者をいう。）

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は抱点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること

- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること

- c 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること

オ 廃止に係る取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

- a 廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する当該施設を撤去することであること
- b 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の整備に交付金の交付が行われるものでないこと
- c 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること

(4) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
 - i 地方公共団体
 - ii 第3セクター
 - iii 法人（i 及び ii を除く。）
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。）

イ 事業の要件

- a 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- c 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること
- d 別紙様式7号により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること
- e GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること

(5) 卸売市場防災対応施設整備の取組

ア 既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと
- b 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること
- c 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るために基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断（ $I_{s} < 0.6$ 又は $I_{w} < 1.0$ ）された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断（ $I_{s} \geq 0.6$ 又は $I_{w} \geq 1.0$ ）される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること

d 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（B C P）等を策定していること又は策定することが確実と認められること。

イ 防災対応の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

a 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備（非常用電源の整備は除く）であり、当該整備と一体的に行う場合に限り、防災設備（非常用照明装置等）を交付対象とすることができるのこととする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする。

b 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（B C P）等を策定していること又は策定することが確実と認められること

ウ 非常用電源の整備の取組

(ア) 事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

a 中央卸売市場の開設者

b 地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

i 地方公共団体

ii 第3セクター

iii 法人（i 及び ii を除く。）

c 事業協同組合等

d c に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（c に掲げる法人を除く。）

e P F I 選定事業者

f 流通業者

g 特認団体（a～f に掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(イ) 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備、かつ、事業継続計画（B C P）等に即して実施する非常用電源の整備であり、生鮮食料品等の安定供給に資するものであること。

III-2 共同物流拠点施設整備の推進

第1 取組の概要

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援。

第2 採択要件に関する留意事項

本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

1 事業の要件

- (1) 認定計画に従って農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を実施するものとし、複数の産地等と連携して集荷した多種多様な農林水産物等（以下「取扱品目」という。）を分荷し配送するための施設とすること。
- (2) 取扱品目の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地等から配送先まで一貫し、かつ、当該品目に適した温度管理を行うために整備する施設とすること。
- (3) 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

2 事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 第3セクター
- (3) 事業協同組合等

- (4) (3)に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人 ((3)に掲げる法人を除く。)

- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会

- (6) 流通業者

3 実施方法及び施設に関する基準

- (1) 次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

ア 認定計画に従って実施する共同化による農林水産物等の物流を効率化させるために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること。

イ 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

ウ 原則として、耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。

オ 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

- (2) 食品衛生法及び畜場法その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うことができる施設とすること。

(3) 施設の取得

ア 施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(4) 実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

- イ 工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(5) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(6) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(7) 指導及び監督

都道府県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

(8) 交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設（荷捌き場施設に限る。）、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はIII-1の第3の2の（6）に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1／3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はIII-1の第3の2の（5）に準じることとする。

4 その他

III-1の第3の1並びに2の（8）、（11）、（12）及び（16）については、共同物流拠点施設において準用する。

別紙様式6号（別記1のⅡ-1の第2の1の（7）及びⅡ-2の第2の1の（8）関係）

○○県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、実施要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(実施要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
基盤整備 (注1)	作付面積等 (ha)									
	作付率等 (%)									
施設整備 (注2)	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」、「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」及び「飼料基盤条件整備」のことをいう。

2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。

3 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

4 収支率は、収入／支出×100とする。

5 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

6 地域提案にあっては、基盤整備又は施設整備のいずれかに準じて記入すること。

〇〇年度 強い農業・担い手つくり総合支援交付金 輸出拡大計画 [施設名：]

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制：)

(事業実施主体：)

(事務局：)

(2) 概要

主な輸出品目	想定される 国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組			輸出先国が求める衛生基準等 への対応 (例:HACCP)	

(3) 課題と対処方針について

項目	課題	対処方針

(4) 輸出目標について

	数量	金額	うち輸出分			うち輸出分			うち輸出分			うち輸出分		
			数量	増加割合	金額	増加割合	金額	増加割合	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	増加割合
〇〇年度(現状)														
〇〇年度(目標)														

(注) 1 本様式は、要綱第4の1に定める実施計画書と併せて提出すること。

2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。

3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあつては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制:〇〇協議会(事務局:〇〇県))

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制:〇〇中央卸売市場(事業実施主体:〇〇市))

〔データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記〕

[デーティーも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記]
 輸出先国の衛生基準を満たす完全閉鎖型の卸売市場を整備することにより、生体搬入から加工及び梱包までの一貫した処理が実現。これにより、〇〇牛のみならず、△△牛や××牛といったブランド牛を空港経由で米国等に輸出するための拠点となることを目指す(当市場から〇〇空港までは約1時間の距離)。

(2) 概要

主な輸出品目	想定される 国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記。	主な輸出先国	代表的な販路
牛肉	AA県	〇〇空港	米国	A产地 → B(株)(〇〇卸売市場) → Cフーズ(国内の輸出食肉業者) → Dフーズ※(米国) ※会社名は記入可能な範囲で記載
輸出の拡大に向け これまでに行つた 主な取組	〇〇年 牛肉〇〇トン(米国向け)			輸出先国の求める衛生基 準等への対応 (例:HACCP)

(3) 課題と対処方針について

項目	課題	対処方針
産地とのネットワーク	現在は近隣産地が主な集荷先であるため、量も品目も少ない。	JETROのHPに取扱品目等を掲載。多方面に取引をあっせん。

(4) 輸出目標について

	牛肉			うち輸出分			豚肉			うち輸出分			うち輸出分		
	数量	金額	数量	增加割合	金額	増加割合	数量	金額	割合	数量	金額	割合	数量	金額	割合
〇〇年度(現状)	200	100	10		10										
〇〇年度(目標)							11	10.0%	11	10.0%					

(注) 1 本様式は、要綱第4の1に定める実施計画書と併せて提出すること。

2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。

3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあつては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(乳業再編等整備（効率的乳業施設整備、集送乳合理化等推進整備）) 実施計画書

（注1） 計画書の記載は、各事業ごとに次に掲げる様式とする。

別紙様式 8—	(1)	効率的乳業施設整備
8—	(2)	大型貯乳施設整備
8—	(3)	需給調整拠点施設整備

（注2）（注1）の各様式ごとに定める添付書類の他、次の書類を添付すること。

（1）効率的乳業施設整備を実施する場合には、再編実行計画を策定している場合にあっては、その内容を示す書類又はその写し及び再編実行計画の策定の経緯を示す議事録等の書類（策定した再編実行計画の作成者が明らかになる書類又はその写しを添付すること）

（2）集送乳合理化等推進整備を実施する場合には、全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会等と協議が整ったことを証する書類又はその写し

（3）大型貯乳施設整備を実施する場合には、指定団体が作成した推進計画の写し及び同計画に即していることが明らかとなる書類

（4）地域又は都道府県内の生乳流通と乳業工場施設等の能力、配置等について、現状と事業実施後の対比図

（5）補助対象施設等の用地内における建物・設備等の配置図

（6）定款（事業に参加する全ての乳業者等のもの）

（7）直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書（事業に参加する全ての乳業者のもの）

（8）補助残資金の調達を、当該事業で取得することとなる財産を担保に供することにより行う場合には、次の事項を記載した関係書面

- ア 借入金額とその積算基礎
- イ 担保に供する理由
- ウ 担保に供する財産の概要
- エ 担保に供する期間
- オ 借入金償還計画

乳業再編地区整備事業（効率的乳業施設整備）

1 事業の目的

2 事業実施主体等の概要

(1) 事業実施主体
 ア 名称 イ 所在地 ヴ 代表者名
 カ 主な業務 キ 常時雇用する従業員数
 設立年月日 オ 資本金及び株主等の内訳

(2) 工場の概要等の実施者

乳業者名	所在地	主な取扱品目等	既存施設等の概要	学校給食用牛乳の供給の有無	廃止の概要	備考
.....
.....
合計						

(注) 備考には、事業実績年度等を記入すること。

3 乳業工場の施設等の整備に係る効率化・合理化等の内容

(1) 効率化・合理化の内容
 ア 整備前の生乳処理状況（○○年度）

工場名	処理量 (t/年)	処理能力 (t/日)	稼働率 (%)	人員 (人)	1人当たりの処理量 (t/人)	製造経費 (千円)	製造単価 (千円/t)
.....
.....
合計							

(注1) 施設する工場を複数ある場合は記入すること。

(注2) 整備開始予定期間の前年度の状況を記入すること。

(注3) 製造経費は原乳の代金及び施設整備等の減価償却費は含めないこと。

(注4) 積動率 = (年間生乳処理量 ÷ 年間稼働日数 (310日)) ÷ 1日当たりの生乳処理能力とするること。

(注5) 1人当たりの生乳処理能力は、要綱別記1のII-2の第2の5の(3)のアの(オ)に基づき算出すること。

(注6) 人員は、製造に携わる従業員数を記入すること。

イ 整備後の生乳処理計画（○○年度）

工場名	処理量 (t/年)	処理能力 (t/日)	稼働率 (%)	人員 (人)	1人当たりの処理量 (t/人)	製造経費 (千円)	製造単価 (千円/t)
.....
.....
合計							

(注) 整備後の処理計画には、施設の整備後、年間を通して本格稼働した年度を初年度とし、5年度の計画を記入すること。

(その効率化・合理化の内容について、施設等の整備後を表す②の内容を含めて比較しながら、必要に応じ該当機器等を用いて具体的に記述すること。)

(2) 蒸排・衛生問題等への配慮の内容

(衛生・衛生問題等への配慮の内容について、施設の整備前と整備後を比較しながら、必要に応じ数的根拠等を用いて具体的に記述すること。また、保健所からの指導等であればその内容と併せて記述すること。)

ア 生産環境改善について

①整備前の生産環境

工場名	人員①	1日当たりの労働時間② (時間)	1人当たりの年間労働日数③ (日)	総労働時間①×②×③ (時間)

注：整備前の生産環境は、増設の場合に記入すること。

②整備後の生産環境

工場名	人員①	1日当たりの労働時間② (時間)	1人当たりの年間労働日数③ (日)	総労働時間①×②×③ (時間)

(その他効率化・合理化の内容について、施設の整備前と整備後を比較しながら、必要に応じ数的根拠等を用いて具体的に記述すること。)

イ 地域生活環境改修(水質保全)について

①整備後の工場排水の処理計画

工場名	年間排水量① (m ³)	1年間に浄化処理に要する経費② (円)	浄化単価③ (円/m ³)

注：浄化処理施設を設置する場合に記入すること。

②処理方法

--	--

ウ HACCP等認定の取得について

①既取得状況

ライン名等	取得年月日

②取得予定

ライン名等	取得年月日

4 事業の内容

(1) 全体事業計画

(単位：台、人、円)

		設置又は廃棄される施設等の内容			従業員の離職者数	設置場所、廃止場所
区分		面積・台数	構造、規格、型式、能力			
施設等整備費					—	—
小 計	—	—	—	—	—	—
施設廃棄費 (a)					—	—
小 計	—	—	—	—	—	—
残余財産補てん費 (b)					—	—
小 計	—	—	—	—	—	—
小計 (a+b)	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—
消費税等相当額	—	—	—	—	—	—
総 合 計	—	—	—	—	—	—

	総事業費 (①+②)	補助対象 経費①	補助対象 経費②	負担区分			しゆん功 予定又は 完了年月 日	耐用年数	備考
				国庫補助	自己負担	その他 ()			
施設等整備費									
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施設廃棄費 (a)									
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残余財産補てん費 (b)									
小計 (a+b)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費税等相当額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 区分の欄には施設等の種類が明らかとなるように記入すること。また、番号を記入すること。以下同じ。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、1m²当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費 = 補助対象外経費① + 補助対象経費②とすること。以下同じ。

(注4) 補助対象経費② = 国庫補助 + 自己負担 + その他とすること。以下同じ。

(2) 乳業工場の施設等整備の全体事業計画

(単位：円)

区分	設置する施設等の内容		設置場所	総事業費 (①+②)	補助対象 外経費①	補助対象 経費②	負担区分		しゅん功 予定又は 完了年月 日	耐用年数	備考
	面積・台数	構造、型式、能力					単価	事業費	国庫補助	自己負担	その他 ()
小 計											
合 計											
消費税等相当額											
総 合 計	—	—	—	—						—	

(注1) 区分の欄には施設の種類が明らかとなるよう記入すること。また、番号を記入すること。以下同じ。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、1 m²当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費 = 補助対象外経費① + 補助対象経費②とすること。以下同じ。

(注4) 補助対象経費② = 国庫補助 + 自己負担 + その他とすること。以下同じ。

(3) 乳業工場の施設等整備の年度別事業計画

(単位：円)

区分	設置する施設等の内容 面積・台数	設置場所 構造・型式、規格	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費①	補助対象 経費②	負担区分			しゅん功 予定又は 完了年月	耐用年数	備考
			単価	事業費			国庫補助	自己負担	その他			
小計	—	—	—	—						—	—	—
小計	—	—	—	—						—	—	—
合計	—	—	—	—						—	—	—
消費税等相当額	—	—	—	—						—	—	—
総合計	—	—	—	—						—	—	—

(4) 乳業工場の施設等廃棄計画

(単位：円)

乳業者名	主な廃棄施設等	総事業費		補助対象経費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担		その他			
消費税等相当額	—	—	—					—
小計	—	—	—					—
消費税等相当額	—	—	—					—
小計	—	—	—					—
合計	—	—	—					—

(5) 乳業工場廢棄設備の廃棄計画（残余財産相当額の補てん）

(単位：円)

乳業者名	主な廢棄設備	総事業費 (処分損)	補助対象経費	負担区分	備考
			国庫補助	自己負担	その他
消費税等相当額	—				
小計	—				
消費税等相当額	—				
小計	—				
合計	—				

(6) 乳業者別合計 (= (4)+(5))

(単位：人、円)

乳業者名	対策	総事業費	補助対象経費 (退職手当合計額)	負担区分	備考
			国庫補助	自己負担	その他
消費税等 相当額	(4) (5)				
小計					
消費税等 相当額	(4) (5)				
小計					
合計					

(注) 「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみの事業費をいう（以下同じ）。

5 設置施設等の生乳処理能力（日量、1時間当たりの量）

乳業者名	製品名	施設等の設置前 (現行)	施設等の設置後 (○○年度)	備考
		トン／日	リットル／時	トン／日
				リットル／時
計				

(注1) 飲用乳（牛乳、加工乳及び乳飲料をいう。）製造ラインの生乳処理能力（充填能力）がわかるように記入すること。

(注2) 施設等の種類が明らかとなるように記入すること。

6 設置施設等の概要

区分	設置前の設備 (現行) (○○年 月現在)	廃棄を行う設備 ②	効率的乳業施設による整備する設備 (○○年度)	その他③	整備後の設備⑤	備考
受乳	受乳ライン					
貯乳	サイロタンク					
溶解	溶解能力					
調合	調合タンク					
殺菌	U.H.T.					
サービ						
製造	分離機 粉乳乾燥機					
C.I.P						
充填機						
計						

(注1) (設置前の設備①) - (廃棄等を行う設備②) + (効率的乳業施設による整備する設備③) + (その他④) = 整備後の設備⑤となるように記入すること。

(注2) 各欄には1時間当たりの生乳処理能力が同じ設備がある場合は、「1時間当たりの生乳処理能力×(設備の数)基」と記入すること。

(注3) 本様式に記載されている項目以外に新、増・移設する施設等がある場合は、区分欄に項目を追加して記入すること。

7 設置施設等の年間生乳処理量

乳業者名	施設等の設置前 (現行)	施設等の設置前 (現行)	施設等の設置後 (○○年度)	施設等の設置後 (○○年度)	備考
	○○年度	○○年度	○○年度	3年間平均	
計					

(注1) 施設等の設置前の欄には、原則として、事業計画全体の承認の前年度を含む過去3年間の実績を記入すること。

(注2) 施設の設置後の欄には、施設の設置後、本格稼動した年度を初年度とし、5年度の計画を記入すること。

8 補助対象施設等の運営計画（注：工場全体として記入するとともに、現状との比較ができるような資料を添付すること。）

(1) 飲用乳（牛乳、加工乳及び乳飲料）処理施設、乳製品製造施設及び貯蔵・保管施設等関係

ア 飲用乳処理施設、乳製品製造施設等

主要機械名	年度区分	1時間当たりの製造能力		年間製造計画		年間平均1時間当たり製造計画		主要機械の稼働率(%)	備考
		本	k1	本	k1	本	k1		
(注3) 整備前（○○年度）									
○○m 1充填機	初年度（○○年度）	—	—	—	—	—	—	—	（注：必要に応じ、新設（増設）、移設の別を記入のこと。）
(例)	2年度（○○年度）	—	—	—	—	—	—	—	
	3年度（○○年度）	—	—	—	—	—	—	—	
	4年度（○○年度）	—	—	—	—	—	—	—	
	5年度（○○年度）	—	—	—	—	—	—	—	
○○○○機	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	
平均 (注4)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注1) 年間平均1時間当たり製造計画＝年間製造計画／（310日×実施要綱別記1のII-2の第2の5の（3）のオにに基づく稼働時間）

(注2) 主要機械の稼働率＝年間平均1時間当たり製造計画／1時間当たり製造能力

(注3) 増設の場合は、「整備前（○○年度）」の欄に整備開始予定年度の前年度の状況を記入すること。

(注4) 「平均」欄には、稼働率の平均値を記入すること。

イ 貯蔵・保管施設等

施設等名	主要原材料、製品名	貯蔵・保管量（年間計画）				備考
		初年度	2年度	3年度	4年度	
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

ウ 貯蔵・保管計画

(単位 : k 1)

事業者名	施設等名	製品名	初年度(○○年度)		2年度	3年度	4年度	5年度(○○年度)
			販売数量	自社製造分 受託製造分				
その他 飲料等	牛乳 乳製品等	計			"	"	"	"
					"	"	"	"
					"	"	"	"
合 計					"	"	"	"

(2) 集出荷・配達施設等関係

(単位 : k 1)

事業者名	施設等名	製品名	初年度(○○年度)		2年度	3年度	4年度	5年度(○○年度)
			販売数量	自社製造分 受託製造分				
その他 飲料等	牛乳 乳製品等	計			"	"	"	"
					"	"	"	"
					"	"	"	"
合 計					"	"	"	"

(注1) 当該事業により設置した施設等及び既設施設等に係る計画数量を記入すること。

(注2) 施設の設置後、年間を通じて本格稼動した年度を初年度として、初年度から5年度までを年度別に記入すること。

10 設置施設等を効果的に運営するのに必要な生乳等の確保及び予定数量

(単位 :)

事業者名	品 名	購入先	初年度(○○年度)		2年度	3年度	4年度	5年度(○○年度)
			販売数量	自社製造分 受託製造分				
その他 飲料等					"	"	"	"
					"	"	"	"
					"	"	"	"
合 計					"	"	"	"

(注) 施設の設置後、年間を通じて本格稼動した年度を初年度として記入すること。

11 施設等の設置に伴う損益計画

	前々々年度 (○○年度)			前年度 (○○年度)			初年度 (○○年度)			5年度 (○○年度)		
	○○乳業	□□乳業	△△乳業	合計	○○乳業	△△乳業	合計	○○乳業	△△乳業	合計	○○乳業	△△乳業
製品売上高												
商品売上高												
その他												
売上合計												
製品原材料費												
商品仕入高												
労務費												
経費												
減価償却費												
売上原価												
売上原価率%												
売上総利益												
人件費												
運賃												
その他経費												
販売費・一般管理費計												
営業利益												
営業外収益												
営業外費用												
経常利益												
特別利益												
特別損失												
税引前当期利益												
法人税等												
税引後当期利益												

(注) 施設の設置後、年間を通じて本格稼動した年度を初年度として記入すること。

12 施設等の運営に係る資金調達運用計画

	前々年度 (○○年度)	前年度 (○○年度)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (○○年度)
前期繰越金							
当期純利益							
減価償却費							
固定資産処分							
長期資金借入、 (既往資金) (新工場資金)							
短期資金借入、 (既往資金) (新規資金)							
土地売却費							
機構補助金							
その他補助金							
その他収入							
調達計(A)							
長期借入金返済 (既往資金) (新工場資金)							
短期借入金返済 (既往資金) (新規資金)							
固定資産取得 (新工場建設) (その他)							
運用計(B)							
差引(A)-(B)							
次期繰越金							
[借入金残高内訳] 新工場建設資金 その他借入金							

(注1) 必要に応じ、施設の設置前(現状)の分かかる資料を添付すること。
 (注2) 施設の設置後、本格稼動した年度を初年度として記入すること。

13 廃棄しようとする乳業工場の概況

(1) 工場廃止による地域乳業者への効率化について（部分的廃棄を行う工場がある場合）

乳業者名	再編時の業務移管内容項目	具体的な内容
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する製品量を他の乳業者に委託化	
	当該乳業工場で受けている配乳の過半以上を他の乳業者へ移管	
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する當業権を他の乳業者に譲渡	
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する製品量を他の乳業者に委託化	
	当該乳業工場で受けている配乳の過半以上を他の乳業者へ移管	
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する當業権を他の乳業者に譲渡	

(注) 過半以上の委託等により当該製造品目の製造施設等の全部を廃棄する場合のみ記入（補助対象分のみ記入）。

(2) 学校給食用牛乳向け生乳処理量（学校用牛乳の供給を行っている場合）

乳業者名	○○年度		○○年度		○○年度	3 年度平均
	生乳処理量	学校給食用牛乳向け(%)	生乳処理量	学校給食用牛乳向け(%)	生乳処理量	学校給食用牛乳向け(%)

(注) (%)には、生乳処理量に占める学校給食用牛乳向けの割合を記入すること。

(3) 乳業工場の廃棄計画 ア 乳業工場の現況等

(注1) 「廃止後に係る措置」の欄には、廃棄、移転、売却等の別を記載すること。

(注2) 建物の構造欄には、建物ごとに記入すること。

〔財産管理台帳の写真〕

を利用して作成する(とも可)を添付)すること。

イ 事業費等 (単位：円)

工事の内容	総事業費 ①	補助対象 外経費②	処分収入 ③	補助対象経費			実施時期	備考
				④=①-②-③	国庫補助	自己負担		
消費税等相当額								
計								

(注) 補助対象経費（消費税等相当額抜き）×補助率 ≥ 0 の場合、当該金額を機構補助の計の欄に記入すること。（円未満切捨て）

(4) 設備の残余財産相当額の補てん

設備の内容	設備の取得金 額 (消費税等相 当額抜き)	取得年月	耐用年数	耐用年数 の減価償却後 の残余財産 額 (処分損) ①	法定残存価額 (廃棄、移転 売却) ②	処分の内容 (消費税等相 当額抜き) ③	処分収入	補助対象経費 ④=①-②- ③ ⑤=④×補助 率	国庫補助 備考
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) 「耐用年数」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「減価償却省令」という。）に規定する耐用年数をいう。

(注 2) 「耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額」とは、注 1 の耐用年数に応じて定率法又は既定率法により減価償却を行った場合の残余財産価額をいう。ただし、当該営業年度の期首に取得したものとし、最終年度は期首から休止月までの月数に応じて計算する。

(注 3) 「法定残存価額」とは、減価償却省令第 6 条に規定する残存価額をいう。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した財産については、備忘価額と読み替えるものとする。

(注 4) 設備の取得価額が明らかになる資料及び耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額①の積算根拠を添付すること。

(注 5) 取得月日は、実際に取得した年月日を記入する。

14 事業実施予定期間
補助金交付決定後～ 年 月 日

15 添付書類

(1) 乳業工場の新增設に係る添付書類

ア 施設の設計図（平面図及び立面図）

イ 施設等の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料

ウ 要綱別記1のII－2の5の(3)のアの(ウ)及び(エ)の要件に該当することを証する書類

エ 効率的乳業施設に関する管理運営規程

(2) 乳業工場の廃棄に係る添付書類

ア 乳業工場の廃棄

イ ①工場の図面又はその写し

②再編実行計画策定時におけるすべての施設・設備のリスト又は財産管理台帳の等の写し

イ 残余財産相当額の補てん

①設備の取得価額、取得年月日等が明らかになる資料

②耐用年数対応の原価償却後の残余財産価額の積算根拠

③対象設備に係る財産管理台帳又はその写し

集送乳合理化等推進整備（大型貯乳施設設置整備）

1 事業の目的

2 事業の概要

(1) 事業実施主体

ア 名称 イ 所在地 ウ 代表者名 エ 設立年月日 オ 資本構成等
 キ 常時雇用する従業員数

(2) 事業の実施区分

(注) 実施する事業区分（貯乳施設等の廃棄、施設等の残余財産相当額の補てん、大型貯乳施設等の整備）を記入すること。

(3) 整備する施設等（クーラーステーション（CS））の名称及び設置場所

(4) 廃止する施設等の概要

所有者名（CS名）	所在地	施設等の概要	備考

(注) 備考欄には、事業実施年度等を記入すること。

(5) 地域における生乳の生産状況と当該CSとの位置づけ

(注) 廃止する工場（CS）及び整備する工場（CS）ごとに記入すること。

(6) CS廃止前後の原乳受入状況

ア CS廃止前の原乳の受入先及び数量

年度	CS名	受入先	数量（t／年）	備考

(注1) 廃止するCS及び集約先が既存CSであればその状況を記入すること。

(注2) 整備する年度の前3年度について記入すること。

イ CS廃止後の原乳の受入先及び数量

年度	CS名	受入先	数量（t／年）	備考

(注1) 整備するCSの状況を記入すること。

(注2) 施設の設置後年間を通じて本格稼働した年度を初年度として5年度までの計画を記入すること。

(7) CS廃止前後の原乳の処理状況

ア CS廃止前の原乳の処理状況

年度	CS名	生乳処理量 (t／年)	生乳出荷経費(円／t)			維持管理費 (千円／t)
			集乳	送乳	計	

(注1) 廃止するCS及び集約先が既存CSであればその状況を記入すること。

(注2) 整備する年度の前3年度について記入すること。

イ CS廃止後の原乳の処理状況

年度	CS名	生乳処理量 (t／年)	生乳出荷経費(円／t)			維持管理費 (千円／t)
			集乳	送乳	計	

(注1) 整備するCSの状況を記入すること。

(注2) 施設の設置後年間を通じて本格稼働した年度を初年度とし5年度までの計画を記入すること。

(8) 集送乳の合理化に寄与する内容

--

3 事業の内容

(1) 貯乳施設等の廃棄

所有者名	主な廃棄施設又は設備	総事業費	補助対象			備考
			国庫補助	自己負担	その他	
消費税等相当額 計						
消費税等相当額 計						
合計	—					

(注) 「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう(以下同じ。)。

(2) 施設又は設備の残余財産相当額の補てん

所有者名	主な廃棄施設又は設備	総事業費 (処分損)	補助対象			備考
			国庫補助	自己負担	その他	
合計						

(3) 大型貯乳施設等の整備
ア 整備する施設等の設置者名

イ 全体計画

(注1) 区分の欄には施設等の種類が明らかなとなるよう記入すること。また、番号を記入すること。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、 1m^2 当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費=補助対象外経費①+補助対象経費②とすること。

(注4) 補助対象経費②=国庫補助+自己負担+その他とすること。

〔(○○年度)】

(4) 総合計 ((1) + (2) + (3))

(単位：円)

所有者又は 設置者名	総事業費	補助対象経費	国庫補助	負担区分	備考
			自己負担	その他	
消費税等相当額					
計					
消費税等相当額					
計					
合計					

4 整備する施設等の管理運営体制

5 事業実施予定期間
補助金交付決定後～ 年 月 日

6 添付書類

- (1) 貯乳施設等の廃棄及び陸揚に係る残余財産相当額の補てん
 ア 貯乳施設等の廃棄及び陸揚に係る残余財産相当額の補てん
 イ 施設の図面又はその写し
 ハ 施設の図面又はその写し
 ハ 施設の取得価額、取得年月日等が明らかになる書類
 ニ 貯乳施設等の取得価額、取得年月日等が明らかになる書類
 ハ 施設又は設備の耐用年数の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
 ハ 対象施設又は設備に係る財産管理制度の写し
 ハ 廃止施設等に係る個別明細表
 ク 大型貯乳施設等に関する管理運営規程
- (2) 型貯乳施設等の整備
 ア 施設等の設計図（平面図及び立面図）及び用地内における建物（施設別）の配置図
 イ 指定団体会員が大型貯乳施設等を整備する場合には、指定団体の同意を得たことを証する書類又はその写し

添付書類（1）のキの関係

貯乳施設等の廃止に係る個別明細表

1 貯乳施設等の廃棄

(1) ケラーステーション（CS）の現況等

CSの現況（具体的に）	廃止後に係る措置			備考
	計	画	実	
①廃棄するCSの名称及び所在地				
②当該CSの立地面積	跡地：			跡地：
③建物の構造				
④施設又は設備の明細	施設			
	設備			

(注1) CSの図面又はその写し（A4）を添付すること。

(注2) 「廃止後に係る措置」の欄には、廃棄、移転、売却等の別を記載すること。

(注3) 「建物の構造」の欄には、建物ごとに記載すること。

(注4) 「施設又は設備の明細」の欄には、貯乳施設等再編計画策定時の全ての施設又は設備を記載（又は、別紙明細（財産管理台帳の写し等を利用して作成することも可）を添付）すること。

(2) 事業費等

(単位：円)

工事の内容	総事業費 ①	補助対象外 経費 ②	処分収入③ $\text{④} = \text{①} - \text{②} - \text{③}$	補助対象経費 自己負担	その他	実施時期	備考
消費税等相当額							
計							

(注) 補助対象経費（消費税等相当額抜き）×補助率 ≥ 0 の場合、当該金額を国庫補助の計の欄に記入すること。（円未満切り捨て）

2 施設又は設備の残余財産相当額の補てん

施設又は設備 の内容	取得金額(消 費税等相当額 抜き)	耐用年数 取得年月日	耐用年数 ①	法定残存価額 ②	処分の内容 (廃棄、移 転、売却)	処分収入(消 費税等相当額 抜き)③	補助対象経費 ④ = ① - ② - ③	国庫補助 率=④×補助率 ⑤	備考
計	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注 1) 「耐用年数」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「減価償却省令」といふ。）に規定する耐用年数をい、う。

(注 2) 「耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額」とは、注 1 の耐用年数に応じ、施設については定額法、設備については定率法により減価償却を行つた場合の残余財産価額をいう。ただし、取得時期は当該年度の期首に取得したものとし、最終年度は期首から休止月までの月数による計算する。なお、前年度において操業を休止している場合は、当該年度の 3 月 31 日までの原価償却額を計算する。

(注 3) 「法定残存価額」とは、減価償却省令第 6 条に規定する残存価額をいう。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した財産については、備忘価額と読み替えるものとする。

(注 4) 施設又は設備の取得価額が明らかとなる資料及び「耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額①」の積算根拠を添付すること。

(注 5) 「取得年月日」は、実際に取得した年月日を記入すること。

集送乳合理化等推進整備（需給調整拠点施設整備）

1 事業の目的
2 事業の概要

（1）施設等設置予定場所（工場）の名称及び所在地

（2）施設等設置予定場所（工場）等の概要
　　団体名、本部所在地、設立年月日、資本構成等

（3）既存施設等の概要
　　設備、処理能力等
（必要に応じて、事業実施主体、事業参加者及び受益者の既存施設等の現況と新設又は増設する施設等の使用及び製造・販売の受託等の内容が明らかになる資料を添付すること。）

（4）地域における余剰生乳の発生状況と対象工場の位置づけ

（5）当該工場の原乳受入状況及びその処理状況等

(6)

ア 原乳の受入先及び数量（うち余剰生乳数量）

イ 余剰生乳の処理状況

生乳処理状況

生乳処理状況	生乳処理量 (t／年)	生乳出荷経費 (円／t)		製造経費 (千円)	製造単価 (千円／t)
		集乳	送乳		
前々年度 (○○年度)					
前年度 (○○年度)					
初年度 (○○年度)					
2年度 (○○年度)					
3年度 (○○年度)					
4年度 (○○年度)					
5年度 (○○年度)					

（注1）事業計画を承認して平成の前半度から、廃止の取扱半期を通じて本格稼動して平成を切半度としての平度。

（注2）製造経費（=生産費）、製造単価には原料乳の代金及び施設・設備等の減価償却費は含めないこと。

ウ 製造した(する)製品

製品名	(例) 脱脂粉乳			(例) パタ一			(例)	(例)
	販売数量①	単価②	販売価格③=①×③	販売数量①	単価②	販売価格③=①×③		
前々年度 (〇〇年度)								
前年度 (〇〇年度)								
初年度 (〇〇年度)								
2年度 (〇〇年度)							同左	同左
3年度 (〇〇年度)							同左	同左
4年度 (〇〇年度)								
5年度 (〇〇年度)								

(注1) 当該事業により設置した施設等及び既設施設等に係る計画数量を記入すること。

(注2) 事業計画を承認した年の前々年度から記入すること。

(注3) 施設の設置後年間を通じて本格稼動した年度を初年度として5年度までの状況を記入すること。

(7) 環境・衛生問題等への配慮の内容

(環境・衛生問題等への配慮の内容について、施設の整備前と整備後を比較しながら必要に応じ教的根拠等を用いて具体的に記述すること。また、保健所等からの指導内容等があればその内容を具体的に記述すること。)

ア 生産環境改善について

① 整備前の生産環境

工場名	人員①	1日当たりの労働時間② (時間)	1人当たりの年間労働日数③ (日)	総労働時間 ①×②×③ (時間)

注：整備前の生産環境は、増設の場合に記入すること。

② 整備後の生産環境

工場名	人員①	1日当たりの労働時間② (時間)	1人当たりの年間労働日数③ (日)	総労働時間 ①×②×③ (時間)

(その他効率化・合理化の内容について、施設の整備前と整備後を比較しながら、必要に応じ数字的根拠等を用いて具体的に記述すること。)

イ 地域生活環境改善（水質保全）について

① 整備後の工場排水の処理計画

工場名	年間排水量① (m ³)	1年間に浄化処理に要する経費② (円)	浄化単価③ (円/m ³)

注：浄化処理施設を設置する場合に記入すること。

② 処理方法

(参考)

HACC P等認定の取得について

ア 既取得状況

ライン名等	取得年月日

イ 取得予定

ライン名等	申請予定期限

3 事業の内容

(1) 全体事業計画

(単位：円)

設置する施設等の内容			設置場所	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費 ①	補助対象 経費 ②	補助対象 外経費 ②		補助対象 外経費 ②		工事予定期間	備考
区分	面積・台数	構造・規格型式・能力		単価	事業費			国庫補助	自己負担	その他 ()			
小計													
小計													
合計													
消費税等相当額													
総合計	—	—		—	—							—	

(注1) 区分の欄には施設の種類が明らかとなるように記入すること。また、番号を記入すること。以下同じ。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、1m²当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費 = 補助対象外経費① + 補助対象経費②。補助対象経費② = 国庫補助 + 自己負担 + その他とすること。

(2) 年度別事業計画

(○○年度)

区分	設置する施設等の内容 面積・台数	設置場所	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費 ①	補助対象 経費 ②	負担区分		工事予定期間	備考
			単価	事業費			国庫補助	自己負担		
小計										
合計										
消費税等相当額										
総合計	—	—	—	—					—	

4 補助対象施設等の運営計画

主要機械名	年度区分	能力表示 の単位	1時間当たり 製造能力	年間製造計画	年間平均1時間 当たり製造計画	主要機械 の稼働率	備考
整備前 (○○年度)							
整備後初年度 (○○年度)							
整備後5年度 (○○年度)							
整備前 (○○年度)							
整備後初年度 (○○年度)							
整備後5年度 (○○年度)							

(注1) 年間平均1時間当たり製造計画=年間製造計画／(310日×実施要綱別記1のII-2の第2の5の)

(3) の才に基づく稼働時間)

(注2) 主要機械の稼働率=年間平均1時間当たり製造計画／1時間当たり製造能力

5 施設等の設置に伴う損益計画

	前々々年度 (○○年度)			前年度 (○○年度)			初年度 (○○年度)			5年度 (○○年度)		
	○○乳業	□□乳業	△△乳業	合計	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)	●●前年比 (%)
製品売上高												
商品売上高												
その他												
売上合計												
製品原材料費												
商品仕入高												
労務費												
経費												
減価償却費												
売上原価												
売上原価率%												
売上総利益												
人件費												
運賃												
その他経費												
販売費・一般管理費計												
営業利益												
営業外収益												
営業外費用												
経常利益												
特別利益												
特別損失												
税引前当期利益												
法人税等												
税引後当期利益												

(注) 施設の設置後、年間を通じて本格稼動した年度を初年度として記入すること。

6 施設等の運営に係る資金調達運用計画

	前々年度 (○○○年度)	前年度	初年度	2年度	3年度	3年度	4年度	5年度 (○○○年度)
前期繰越金								
当期純利益								
減価償却費								
固定資産処分								
長期資金借入								
（既往資金）								
（新工場資金）								
短期資金借入								
（既往資金）								
（新規資金）								
土地売却費								
機構補助金								
その他補助金								
その他収入								
調達計(A)								
長期借入金返済								
（既往資金）								
（新工場資金）								
短期借入金返済								
（既往資金）								
（新規資金）								
固定資産取得								
（新工場建設）								
（その他）								
運用計(B)								
差引(A)-(B)								
次期繰越金								
〔借入金残高内訳〕								
新工場建設資金								
その他借入金								

(注1) 必要に応じ、現状のわかなる資料を添付すること。
 (注2) 初年度とは、施設の設置後、年間を通じて本格稼動した年度とする。

7 施設等の管理運営体制

8 事業実施予定期間 次期繰越金 年 月 日
補助金交付決定後～

9 添付書類

- (1) 施設等の設計図（平面図及び立面図）及び用地内における建物（施設別）の配置図
- (2) 施設等の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売先等が明らかになる資料
- (3) 需給調整拠点、施設等に関する管理運営規程

青果物流通の合理化に向けた総点検

～青果物の持続的な生産に向けて～

目的

- ・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。
- ・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・調製・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。
- ・この総点検は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した出荷規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実施していただくものです。

【記載例】

1. 点検を行う品目

(例)にんじん

2. 現状の把握

2-① 現況の出荷規格

規格数	設定年	規格区分
(例)18区分	(例)H27年9月より改正	(例)等級、重さ、長さや荷作り方法により区分

※規格表を添付すること

2-② 市場出荷 現況の出荷規格ごとの卸値と出荷量(卸値については年平均単価を記入)

等級 (3等級)	A	kg単価	3L	2L	L	M	S	2S				
		出荷量(t)										
丸品	kg単価											
	出荷量(t)											
C	kg単価											
	出荷量(t)											
	kg単価											
	出荷量(t)											
	kg単価											
	出荷量(t)											
	kg単価											
	出荷量(t)											

※出荷規格が複数ある場合(契約取引除く)は、主に使用しているものを記入

※決算済の直近年の実績を記載

2-③ 現況の出荷関連作業の内容と労働力

※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業(収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷)が対象

※平均的な規模の生産者を目安として記載すること

◆収穫作業(当てはまる内容にチェックをつけること)

出荷規格の範囲に合わせるため、1日複数回の作業を行っている

出荷規格の多寡で作業内容は変わらない

その他(加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等)

・収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

(例)高値であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、1日3回手作業で収穫を行っている。

生産規模:○a

収穫作業:年○日程度のピーク時は、○人で対応(うち雇用△人)

1人1日あたり収穫に係る労働時間:○時間/日

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

◆選別～出荷作業の内容と労働力

	作業内容	労働力
生産者	(例1)個選のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。 (例2)集落の生産者団体で共選のため、予備選別ののみ行い集荷場へ持ち込む。	(例)生産規模:○a(H29実績) 作業人数:○名/日(ピーク時)うち雇用△名 作業時間:○時間/人・日(ピーク時) ※収穫と選別を一体的に行っており不可分な場合は、こちらにまとめて記載すること
選果場 (生産者団体で行うものも含む)	(例)選別以降の作業を実施。選別は機械で行うが、調製・包装・箱詰めは手作業。	(例)取扱量:○t(H29実績) 作業人数:○名/日(ピーク時) 作業時間:のべ○時間(稼働日数○日)

2-④ 現況の出荷資材

・出荷に利用する資材

(例1)全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。パレットを使用。残りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。

(例2)大半(約98%程度)は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

・出荷に係る費用(流通コスト)

(例)15～20

(幅を持たせても可)

円/kg

※決算済の直近年の実績を記載。

2-⑤ 契約取引等の実施の効果

項目	内 容
契約取引の出荷量・割合	出荷量: 割 合:
契約取引の実施相手数及び規格の種類数	(例)直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりどの社向けであっても同じで、1種類である。
市場の出荷規格との違い	(例)A品の2L～Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。
市場の出荷形態と流通コストとの違い	(例)ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで〇円のコスト削減となっている。
直接取引と市場出荷の作業内容の違い	(例1)収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2)〇〇向けのものは、〇規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大幅な労働時間の短縮につながっている。

3. 現状の検証

3-① 現在の実需者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

項目	内 容
現行規格となっている背景	(例)〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定当時に市場から具体的に18区分の依頼を受けていた。
市場・実需者から聞いている現在のニーズ	(例)・当産地のものを市場を通じて購入している主な実需者からは、〇〇の規格については〇〇のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいのではと聞いている。
販売実績(単価・出荷量)	(例)・S、2Sの価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない。Sと2Sそれぞれに特定した用途・需要を聞いていないので、統合を検討したい。
現在のニーズと出荷規格の整合性	(例)・20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。 ・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、〇〇等級についてここまで細分化が本当に必要なか疑問がある。

3-② 将來の労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

将来的な 労働力の見通し	(例)地域の農業従事者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさらに困難になる見通し。
-----------------	--

作業内容	労力確保の観点等から将来の見通しを踏まえた再検討の必要性
収 穫	(例)出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを見びながらの収穫をしており大変な労力を要している。今後は一斉に機械で収穫することも考える必要がある。
選 別	(例)生産において最も作業時間を要している作業内容と思われる。個人選果で現在の手間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選果場を整備しても、規格数を統合しラインを少なくする等、少人数での作業を可能にした形としたい。
調 製	(例)個人で下端処理や根切りを行っている。直接取引分については作業のシェアリングについても相談したい。
袋詰め (包装)	(例)袋詰めは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を検討したい。
出 荷	(例)規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが満載でない状態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。
その他	

3-③ 流通コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

項目	見直しの可能性
資材に関する点	(例)規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを用意する必要がある。
輸送効率に関する点	(例)規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は満杯に乗らず積載効率が低下している。
その他	

3-④ 労力軽減が実現できる販売方法等の検討

項目	見直しの可能性
直接取引の拡大及び 新たな販路の検討	(例)・3L・2Lの規格については加工用の販路を広げたい。 ・直接取引先とは商談を進めているところで、さらに〇t程度の拡大を行いたい。
作業のアウトソーシングの 可能性 ほか	(例)袋詰めは労力を要するので、全体の〇割程度は〇〇市場のパッケージセンターへの委託を検討。

青果物流通の合理化に向けた行動方針

【記載例】

①出荷関連作業の軽減に向けた行動内容

◇あてはまる内容にチェックをつけること(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 出荷規格の統合・簡素化 | <input type="checkbox"/> 簡素な出荷形態の契約取引の拡大 |
| <input type="checkbox"/> 作業のアウトソーシング | <input type="checkbox"/> その他() |

- (例1) ○年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在○ある出荷規格を△に統合する。
(例2) ○年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。
(例3) ○年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、調製、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。
(例4) 出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。
(例5) 出荷販売区分を○○区分→○○区分に集約する。

②目標に向けた具体的な行動方針

(例)

※出荷規格を簡素化する場合

等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。
来年度までに○○市場関係者や主な実需者との協議を行い同意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場関係者、実需者等の評価を確認し、3年後から本格的に運用する。

全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は□%程度(HO実績)となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合

契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。
この実需者とは現在、○t、出荷量全体の○%程度の契約量であるが、これを△t(△%)まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t(□%)程度の出荷を行う。

※アウトソーシングを行う場合

契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、○年度から収穫以降の作業を受託しているところ。

当該産地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。
全体の○%程度がこの作業受託の対象となるところ。

※出荷販売区分の集約の場合

現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を集約し、大口取引の拡大につなげる。
来年度までには○○市場関係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。
2年後には、テスト販売を開始し、3年後本格的に運用する。
のことより、予約相対取引の割合を○○%向上させ、出荷コストも○○%削減する予定。

GAP理解度・実施内容確認書(農産物用)

事業実施主体名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のII-1の第2の1の(33)のア及びII-2の第2の1の(22)のアに基づき、以下のとおり国際水準GAPの取組を実施しましたので、報告します。

課題の理解	指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。	実施内容	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組(2つ以上)		取り組んだこと	
2. 環境保全のために必要だと考える取組(2つ以上)		取り組んだこと	
3. 労働安全のために必要だと考える取組(2つ以上)		取り組んだこと	
4. 人権保護のために必要だと考える取組(2つ以上)		取り組んだこと	
5. 農場経営管理のために必要だと考える取組(2つ以上)		取り組んだこと	

(注1)国際水準GAP指導者等からの指導や、国際水準GAPに関する研修等を受講した場合は、「指導又は研修を受けたことがわかつる書類を添付すること。

(注2)項目4は、従業員(アルバイト等期間雇用も含む)を雇用していない場合、「該当なし」と記入すること。

GAP理解度・実施内容確認認証書（畜産物用）

事業実施主体名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のII-1の第20の1の(33)のア及びII-2の第2の1の(22)のアに基づき、以下のとおり国際水準GAPの取組を実施しましたので、報告します。

課題の理解	指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。	実施内容	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと
2. 家畜衛生のために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと
3. 環境保全のために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと
4. 労働安全のために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと
5. 人権保護のために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと
6. 農場経営管理のために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと
7. アニマルウェルフェアのために必要だと考える取組(2つ以上)	[■] [■]	[■] [■]	取り組んだこと

(注1)国際水準GAP指導者等からの指導や、国際水準GAPに関する研修等を受講した場合は、「該当なし」と記入すること。
 (注2)項目5は、従業員(ア)、パート等期間雇用も含む)を雇用していない場合、「該当なし」と記入すること。